

Title	日本帝国主義下における「満州」への朝鮮人移動について
Sub Title	Migration of the Koreans to 'Manchuria' under the Japanese imperialism
Author	松村, 高夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1970
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.63, No.6 (1970. 6) ,p.479(61)- 505(87)
JaLC DOI	10.14991/001.19700601-0061
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19700601-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

独占段階における停滞傾向

相を色こくせざるをえない、ということを示した。現実の独占資本主義の歴史の諸局面にあられた停滞化傾向の基底には、本節で展開したようなメカニズムが作用していたのだと考えることができよう。

しかしながら、前稿「はしがき」でも強調したように、独占資本主義は、決してつねに停滞化傾向にあるのではなく、他方で急速な発展の時期をもっていることを特徴としている。

では、個々の寡占部門における投資が活発化し、さらにそれが経済全体の急速な発展を導く、というような関連が生ずるのは一体いかなる条件のもとであろうか。われわれは、次稿以下で、かかる関係をひきおこす可能性をもった諸要因について、新産業形成という形での技術進歩から、順次考察を進める予定である。 — (未完) —

日本帝国主義下における「満州」への朝鮮人移動について

松村 高夫

序

日本帝国主義に対する朝鮮民族解放運動を明らかにするためには、いうまでもなく、運動主体の綱領・方針・組織および運動の経過の研究が重要な意義を有するが、その研究だけでは不十分であり、また、運動の発展する必然性を帝国主義の支配に対する「反対物」として一般化してすませる研究段階にとどまっているわけにもいかない。民族解放運動が主体的諸条件と客観的諸条件の統一的把握のうちに解明されねばならぬとすれば、朝鮮民族解放運動が周知の如く在満朝鮮人によっても多く担われた以上、その客観的諸条件の一つを明らかにするために対満朝鮮人移動の歴史的過程を分析することは必ずしも意義のないことではないであろう。

本稿の目的は、1945年以前の日本帝国主義の支配下における植民地朝鮮から「満州」(中国東北、以下満州という名称を使用する)への朝鮮人移動の歴史的過程を明らかにすることにあり、従って移動した朝鮮人が満州においていかなる地域に分布し、いかなる就業構造に編入され、そして解放運動の客観的諸条件がいかに形成されたか、を明らかにすることは本稿の課題の範囲外にある。本稿は、その意味で、在満朝鮮民族解放運動を明らかにするための予備的研究に過ぎない。
(注1)

「満州国」成立以前における対満朝鮮人移動

I

朝鮮人の日本への移動が開始される契機となった日本帝国主義による完全な朝鮮植民地支配体制

注(1) 対満朝鮮人移民に関する日本人の研究論文は少ないが、梶村秀樹氏の優れた論文「1930年代満州における抗日闘争にたいする日本帝国主義の諸策動——『在満朝鮮人問題』と関連して——」(『日本史研究』94号)、及び浅田喬二氏の労作「日本帝国主義と旧植民地地主制」(1968年)(236~244頁)がこの問題に触れている。「在満朝鮮人問題」を扱った戦前の文献はかなり多数あるが、玄圭著「韓国流移民史」(上巻)(韓国流移民史編纂会(ソウル)1967年)の第1編「満蒙編」とくに第4章「日帝下外流移民様相」(145~645頁)はこの問題に関する最も総括的な著書であると同時に資料集でもある。なお対満日本人移民に関しては山田豪一氏の論文「満州における反満抗日運動と農業移民(上)」、「(中)」、「(下)」(『歴史評論』142号1962年6月号、143号1962年7月号、145~6号1962年9~10月号)が最も優れている。

確立の時点、即ち「日韓併合」が強行された1910年に、すでに在満朝鮮人は10万名を超過していた。朝鮮人の満州への移動が開始された時点は、間島地方が1883年に開放された時期に一応求めることができるであろう。清国政府が1877年に局子街に招墾局を設置して中国人の山東地方からの移住を奨励し朝鮮人には易服雑髪を強制したのに対して、1883年に西北経略使魚允仲が図們江封禁令を撤廃して朝鮮人の移住を奨励したのである。官荘、莊園、旗地等の封建的土地所有を維持するために清朝発祥の地とされて長期間封禁の地となっていた満州が朝鮮人にも開放されたのは、李朝末期の農民がその社会的存在形態を両班貴族＝官僚の「田主」と直接生産者たる「佃客」との基本的生産関係によって規定され、生産力水準が極めて低位であるにもかかわらず、かの「三政」(田政・軍政・還政)により収奪された結果極度に窮乏化し、その必然的帰結として「貪飽餓クナキ韓国官吏ノ弱絆ヲ脱シテ」逃散し満州へ流入・私墾する朝鮮人が飢饉などを契機として増加し、それをもちや阻止することが不可能になったことに基本的原因がある。朝鮮総督府調査資料「朝鮮の人口現象」は、李朝末期の対満朝鮮人移動について次のように書いている。「李朝末葉以来、朝鮮人は圧制政治と苛斂誅求の弊に堪へず、国内の地力荒蕪して瘠土となり、収穫乏しき為めに、生活の困難甚だしく、且つ頻々と起る凶歳饑饉に苦み、遂ひに満洲及び西伯利亞に無限の大沃野を見出し、続々国境外に移住したもので、当時政府の監視の厳重であつたに拘らず、漁業者が舟運を利用し、農業者が結氷期を待って渡河し、自由の天地に農耕して定着した数は夥しく、既に露国及び支那の国籍になつて居る者も多いのである。」

注(2) 朝鮮人の鴨緑江対岸地方(西間島)への移動が最初に記録に現われるのは17世紀である。そして、1785年に鴨緑江西岸の朝鮮人・中国人に対して封禁令が施されたが、すでに1845年には朝鮮人が封禁を破り対岸に渡り開拓を開始しているし、更に1861年には部落的移住を行っている。また豆満江対岸地方(北間島)へは1628年に朝鮮人の越江私墾を禁止していることから、すでに17世紀に朝鮮人の移動があつたと推測される。奉天地方へは1883年に柳河県に移動したのが最初である。李朝末期の対満朝鮮人移動については、満鉄調査課「間島事情」(1918年)、2～11頁、牛丸潤亮、村田懋磨共編「最近間島事情」(1927年)、57～101頁、外務省亞細亞局「在満朝鮮人概況」(1933年)、1～69頁、拓務大臣官房文書課「満洲と朝鮮人」(1933年)、93～105頁等を参照。

(3) 李朝末期の農民の状態については、李在茂「李朝末期における農民の社会的存在形態」(東京大学社会科学研究所「社会科学研究」14巻1号、1962年10月号所収)による。なお李在茂氏の「土地公有制論」に対する批判及び朝鮮民主主義人民共和国の金光淳、許宗浩両氏による「公有制論」批判については、さしあたり、権寧旭「朝鮮における封建的土地所有に関する若干の理論的問題」(『歴史学研究』321号、1967年2月号所収)及び、有井智徳「土地所有関係一公田論」(朝鮮史研究会・旗田巍編「朝鮮史入門」(1966年)所収)を参照。

(4) 満鉄総務部調査課「間島事情」(調査資料第2輯)、3頁、(1918年)。

(5) 1869年(明治2年)の朝鮮北部の大凶作により対満朝鮮人移動は急増し、翌年平安北道觀察使は鴨緑江対岸一帯に朝鮮の面制を施し移住朝鮮人を保護した。前掲「間島事情」は「……最も多数ノ移住ヲ見ルニ至リシハ約四十五年前ナリ即チ我明治二年ヨリ五年ニ互リテ北朝鮮ニ大凶饉アリ六鎮即チ茂山、會寧、鏡城、慶源、穩城、慶興ノ民ハ争ヒテ間島ニ移住シ其ノ数實ニ数千人ヲ算セリ」(3頁)と書いており、又、前掲「最近間島事情」(1927年)は「我が明治二三年のころ、咸鏡南道は稀有の凶饉に遇ひ、餓殍道に横はるといふ惨状を呈した。吉林地理紀要などによると、当時韓人がその妻室子女を清人に鬻いだ相場は、一人を精米一二升に換えたといふことであるから、話半分にしても余程の飢饉であつたと見える。そこで、六鎮地方の窮民は眷族を引連れ、家財を取纏めて夜陰に乗じて簾を泛べて江を渡り、禁令を犯してわれもわれも間島の各處に移住し始めた。」(65～66頁)と、対満朝鮮人移動が凶作によって極度に窮乏化した条件のもとで急激に生じたことを記している。

(6) 朝鮮総督府「朝鮮の人口現象」(調査資料第22輯)、465頁、(1927年)。

かくして、在満朝鮮人は1894年6万5千名、1904年7万8千名と増加し、彼等に対し李朝は1870年から1907年まで鴨緑江対岸一帯に朝鮮の面制を施して行政管理したのである。これらの朝鮮人は出稼的性格を濃厚に帯び、再び朝鮮に帰還した者も多かったが、定着した者は開墾後4年度から40～50%の小作料を課せられる小作人となり、主として中国人地主のもとに編入されたが、当時すでに中国人地主-朝鮮人小作人という民族別地主小作関係が形成されたことは注目すべきであらう。

さて、いま在満朝鮮人の供源地をみると、この時期には朝鮮北部が圧倒的に多いことが明らかとなる。満鉄調査課「間島事情」は、朝鮮人の出身地について「現在鮮人移住者ノ郷里ハ稀ニ元山附近ノ者ヲ見レトモ主トシテ咸鏡北道殊ニ端川以北ノ吉州、明州、鏡城、富寧及豆満江沿岸ノ所謂六鎮ノ民ナルカ如シ」と書いているが、じじつ、「在満朝鮮人本籍地調査」(第1表)によれば、1894年の在満朝鮮人総数6万5千名のうち咸鏡北道出身は3万1500名、平安北道出身は1万4400名、1904年には総数7万8千名のうちそれぞれ3万2000名、2万3500名であり、朝鮮北部出身者は95%以上に及んでいる。李朝封建制解体期の農民逃散による対満朝鮮人移動が単なる地理的に密接した地域間の移動である点は、日韓併合以降の移動(後述)と比較するとき併合以前の時期の移動を特徴づける。

第1表 在満朝鮮人本籍地調査

	1894年	1904年	1910年
咸鏡北道	31,500	32,000	41,000
平安北道	14,400	23,500	25,000
平安南道	9,200	8,500	13,000
咸鏡南道	3,200	4,800	7,500
黄海道	3,100	3,000	7,000
慶尚北道	1,300	1,800	5,300
慶尚南道	1,200	1,700	4,800
江原道	—	—	2,000
合計	65,000	78,000	109,000

備考 外務省亞細亞局「在満朝鮮人概況」、87～89頁より転載。1000人以下略。

1910年8月、日本帝国主義は「日韓併合」により植民地統治のための権力機関＝朝鮮総督府をソ

注(7) 満州において朝鮮人が小作農として編入される過程について前掲「間島事情」は次の如く書いている。「……偶々残留セル者ハ多ク年力耕ノ土地ヲ奪ハレテ支那人の小作農ト化シ誅求ニ甘シテ居住スルニ至レリ」(4頁)、「着後支那人ニ就テ未墾地ヲ借り得レハ先ツ近隣ノ山林ヨリ自由ニ木材ヲ伐リ来リテ粗造ナル居宅ヲ營ミ種子及秋取前迄ノ食糧ヲ支那人ヨリ借り家畜ヲ有セサル者ハ家畜ヲモ借り開墾後三年間ハ収量ノ全部ヲ自己ノ所得トシ四年目ニ至リテ始メテ小作料トシテ収量ノ半額又ハ四割ヲ地主ニ納ムル慣習ナリ」(5頁)。

なお、満州における封建的土地所有の解体と寄生地主的土地所有の形成過程については、さしあたり満鉄経済調査会「満洲経済年報」(1933年版)3～35頁、(1934年版)7～20頁、及び愛甲勝矢「満洲における私的土地所有の成立過程」(農業総合研究所、季刊「農業総合研究」第6巻第4号、1952年10月)を参照。

(8) 満鉄総務部調査課「間島事情」、4頁。

(9) 外務省亞細亞局「在満朝鮮人概況」、87～89頁、(1933年)。この統計の調査機関は不明。在満朝鮮人人数に関する朝鮮統監府設置以前の調査統計は殆んどない。

ウルに設置し、軍事・司法・警察の権力機構を掌握して朝鮮に完全な植民地体制を確立すると、1918年までの8年間に農村・土地変革過程の基軸をなす「土地調査事業」を遂行し、その結果大量に土地から分離された農民を農村に、主として潜在的過剰人口の形態をとって広範に存在させた。朝鮮総督府「朝鮮の小作慣習」によると、1915年以降農民の小作化が顕著に現われはじめ、18年末には農家総戸数265万2484戸のうち地主は8万1541戸(3.6%)、自作は52万3332戸(19.7%)、自小作は104万3836戸(39.4%)、更に小作は100万3775戸(37.8%)を示しており、自小作と小作農家の合計は全農家戸数の77.2%を占めた。更に、1920年から34年まで遂行された「産米増殖計画」^(注10)＝朝鮮からの食料(米)収奪政策の実施は、第一に、朝鮮農民の「飢餓輸出」のうえに強行されたので食料不足を耐え難いまでに深刻化し、第二に、「水利組合事業」として行われた土地改良事業に対して融資された資金を、総督府、大蔵省預金部、朝鮮殖産銀行、東洋拓殖株式会社に償還するために、朝鮮農民から土地改良による増収額以上の「水利組合費」を厳格に徴収したことによって朝鮮農民の負債を急増させ、自作・自小作農の土地喪失を促進させた。1920年代後半には特に地主の減少傾向(土地集中)が顕著になるのに対して自小作農から自作農まで分解基軸が上昇し、その結果1919年から30年にかけて自作農は19.7%から17.6%へ、自小作農は39.3%から31.0%へと減少しているのとは逆に、小作農は37.6%から46.5%へと増加している。特に「火田民」は、^(注11)1925年に総戸数3万4316戸に過ぎなかったが、34年には37万1287戸と激増し、その数は約145万名を数えた。このような「産米増殖計画」の遂行により促進された1920年以降の朝鮮人農民の自作・自小作農の土地喪失・窮乏化過程は、朝鮮南部(慶尚南北道、全羅南北道、忠清南北道、京畿道に朝鮮の田総面積164万町歩(1932年)の約4分の3が集中していた)の米作水田地域に於ける方が朝鮮北部(咸鏡南北道、平安南北道、江原道、黄海道)の畑作地域に於けるよりも、より急速度に進行したことに注目しなければならない。

いま朝鮮人農民の窮乏化過程の進行度を地域別に明らかにするために、第一の指標として1926年の朝鮮総督府「農家種類道別表」(第2表)をみると、朝鮮北部では自作農が、南部では小作農が比較的多数を占めている傾向が見いだせる。小作人には40~70%の高率小作料が課せられた他に、公租公課が小作人に転嫁されるばあいも多く、しかも、転嫁する地主は忠清北道、慶尚南北道、全羅南北道、江原道の水田地帯に多かった。また、第二の指標として食糧端境期の春季に顕在化するいわゆる「春窮農家」戸数分布(第3表)をみると、全羅南北道、忠清南北道、京畿道では「春窮農家」戸数は全農家戸数の50%を越えており、とくに小作農の「春窮」率は70~90%の高率を示している。更に第三の指標として1925年の内務局社会課「農家経済に関する調査」を基に作成した「窮

注(10) 朝鮮総督府「朝鮮の小作慣習」(調査資料第26輯)、28頁、(1929年)。
 (11) 細川嘉六「植民史」(『現代日本文明史』10、(1941年)、286頁の表参照。
 (12) 「同上」、347頁の表参照。
 (13) 公租公課の小作人への転嫁については浅田喬二「日本帝国主義と旧植民地地主制」、97頁参照。

第2表 農家種類道別表 (1926年) (単位%)

	地主(甲)	地主(乙)	自作	自作兼小作	小作	純火田民	計
京畿道	1.5	3.3	8.3	30.5	56.3	0.1	100
忠清北道	0.3	2.6	12.8	36.4	47.8	0.1	100
忠清南道	0.5	2.4	8.5	34.1	54.5	—	100
全羅北道	0.2	1.2	5.5	24.6	68.1	0.4	100
全羅南道	0.3	1.6	18.8	37.2	41.9	0.2	100
慶尚北道	0.4	2.6	20.0	38.9	37.9	0.2	100
慶尚南道	0.4	2.2	14.3	32.3	50.8	—	100
黄海道	0.8	3.8	15.8	28.8	50.3	0.5	100
平安南道	1.5	5.4	20.4	37.8	31.7	3.2	100
平安北道	2.2	7.0	19.8	23.2	42.7	5.1	100
江原道	0.4	3.0	29.2	36.7	28.0	2.7	100
咸鏡南道	1.0	2.8	44.9	29.8	16.0	5.5	100
咸鏡北道	1.2	4.9	66.0	19.7	7.0	1.2	100
合計	0.8	3.1	19.1	32.5	43.3	1.2	100

備考 朝鮮総督府「朝鮮の小作慣習」、30~1頁より抜粋。

第3表 「春窮」農家戸数の割合 (1930年) (単位%)

	自作農	自作兼小作農	小作農	計
京畿道	13.1	33.3	69.8	54.3
忠清北道	19.9	40.3	76.3	57.5
忠清南道	30.9	45.2	89.6	69.7
全羅北道	28.7	42.6	71.5	62.2
全羅南道	23.2	46.9	81.2	56.4
慶尚北道	20.0	36.1	57.8	42.1
慶尚南道	21.2	37.2	63.2	46.5
黄海道	12.2	34.0	63.0	46.5
平安南道	14.3	23.0	58.4	36.6
平安北道	8.8	19.4	42.1	28.6
江原道	20.5	37.9	76.9	45.9
咸鏡南道	20.7	42.2	72.3	38.1
咸鏡北道	10.5	35.6	55.2	20.5
合計	18.4	37.5	68.1	48.3

備考 浅田喬二「日本帝国主義と旧植民地地主制」、98頁より転載。朝鮮総督府農林局「朝鮮ニ於ケル小作ニ関スル参考事項摘要」(1932年)、24頁による。

乏農家道別表」(第4表)をみると、朝鮮南部の七道では農家家計収支がプラスの農家が約60万6千戸、マイナスの農家が115万7千戸であるのに対して、朝鮮北部の六道ではプラスの農家が85万5千戸、マイナスの農家は11万9千戸である。家計収支がマイナスを示した農家が全農家の38%という現実とは遊離した過少な数字を示しているこの調査によってさえ、朝鮮南部の方が北部に比較して窮乏化の過程がより急速度で進行した傾向を看取することができる。

このような窮乏化した朝鮮人農民は「中小作農以下の農家は悉く収支相償はざる状態に在るを以て、何等生活上に餘裕なく、従ってこれ等の階級に属する農家は、一朝旱水害、其他不時の出来事に遭遇するときは、家財を放売して他に転業し或は一家離散の不幸を見るに至るものも頗る多

日本帝国主義下における「満州」への朝鮮人移動について

第4表 朝鮮における窮乏農家戸数道別分布表

(単位 戸)

		京畿道	忠清北道	忠清南道	全羅北道	全羅南道	慶尚北道	慶尚南道
地主	家計収支がプラス	19,100	3,800	3,200	3,200	26,300	5,100	9,200
	マイナス	—	—	1,700	—	—	3,700	—
自作農	プラス	25,000	15,500	11,000	14,200	49,800	42,100	39,000
	マイナス	—	—	4,000	—	18,500	18,400	—
自作兼小作農	プラス	30,200	53,200	22,500	38,700	—	97,000	—
	マイナス	43,800	—	42,800	20,100	130,300	37,900	93,900
小作農	プラス	41,300	15,200	29,200	—	3,200	4,800	—
	マイナス	73,200	38,900	65,200	111,800	100,600	100,000	122,700
窮民	マイナス	13,900	7,600	7,700	23,300	27,500	24,000	25,600
合計	プラス	115,600	87,800	65,900	56,100	79,200	149,000	48,200
	マイナス	130,900	46,500	121,300	155,100	277,000	184,000	242,200
総計		246,500	134,300	187,200	211,200	356,200	333,000	290,400

		黄海道	平安南道	平安北道	江原道	咸鏡南道	咸鏡北道	合計
地主	家計収支がプラス	10,700	6,400	14,500	3,200	5,800	3,300	113,800
	マイナス	—	—	—	2,900	—	—	8,300
自作農	プラス	39,800	28,900	52,900	28,000	89,300	47,000	482,500
	マイナス	—	—	—	30,200	—	—	71,100
自作兼小作農	プラス	75,000	46,800	49,800	62,100	49,100	14,200	538,600
	マイナス	—	—	—	10,200	—	—	379,000
小作農	プラス	74,900	23,700	62,600	48,300	11,800	3,600	318,600
	マイナス	18,800	12,900	—	—	11,100	—	655,200
窮民	マイナス	7,700	2,700	7,500	9,800	4,800	300	162,400
合計	プラス	200,400	105,700	179,800	141,600	155,900	68,100	1,453,300
	マイナス	26,500	15,500	7,500	53,100	15,900	300	1,275,600
総計		226,900	121,200	187,300	194,700	171,800	68,400	2,728,900

備考 内務省社会課「農家経済に関する調査」(1925年9月)の「農家収支表」と「農家等級表」(朝鮮総督府「朝鮮の小作慣習」, 33~37頁)より作成。「農家収支表」により家計収支がプラス又はマイナスになる階層を地主・自作農・自作兼小作農・小作農のそれぞれ大, 中, 小, 細毎に各道別に抽出し, 「農家等級表」による階層別戸数によって算出したもの。なお窮民は農家収支マイナスとして計算した。

い」のであり, じじつ, 前掲内務局社会課の調査によれば, 「農家の転業者」は1924年1年間に朝鮮北部の六道では1万8782名であったのに対し, 南部の七道では12万1329名を示しており, とくに慶尚北道では5万7055名を, 慶尚南道では3万1837名を示していた。転業した朝鮮人の一部が日本へ移動した結果, 在日朝鮮人数は1920年約3万名から1930年30万名へと10倍に増加したが, その一部は朝鮮から満州へ移動せざるをえなかったのである。例えば, 前掲「朝鮮の小作慣習」は「朝鮮人の鮮外移住者は, 地理的關係上従来は, 南鮮地方のものは多く内地へ, 西北鮮地方のもの

注(14) 朝鮮総督府「朝鮮の小作慣習」, 38頁。

(15) 「同上」, 40~1頁参照。朝鮮北部の六道とは咸鏡南北道, 平安南北道, 江原道, 黄海道を指す。この内務局社会課の「農家の転業者」数とは「商業, 工業及雑業, 労働又は傭人となる者」から「日本, 満州, シベリアへの出稼者」まで含んだ数字である。

日本帝国主義下における「満州」への朝鮮人移動について

は多く満州, 西伯利亚へ移住したのである。然るに最近(1920年代—引用者)に至り, 慶尚北道及び全羅北海地方の農家にして, 満州, 西伯利亚方面へ移住し水田耕作を行ふものが漸く増加して来た。」と指摘している。じじつ, 警務局調査「併合以後外国移住朝鮮人累年比較表」(第5表)をみると, 朝鮮北部からの満州(特に北間島)への移動に加えて, 1920年代とくに後半から朝鮮南部からの満州(特に西間島, 中・北満地方)への移動が増加する傾向が見いだせる。「産米増殖計画」遂行による農民層分解の結果南部米作地帯から排出された朝鮮人農民の満州への移動が朝鮮北部からの移動に加重されたというこの点は, 前述した李朝封建制解体過程における単なる地域間移動とは本質的にその性格を異にしているのであり, ここに, 朝鮮北部農民——(畑作技術を媒体として)——→満州(北間島地方), 朝鮮南部農民——(水田米作技術を媒体として)——→満州(西間島, 中・北満地方)という二系列の移動が析出されるのである。

第5表 満州及びシベリア方面に移動した朝鮮人の出身道

	1910年9月~14年	1915年~19年	1920年~24年	1925年~29年	1930年~32年	合計	北間島	西間島	その他
京畿道	473	965	2,685	6,851	1,258	12,412	8,546	765	3,101
忠清北道	369	557	842	1,520	342	3,600	2,136	716	748
忠清南道	29	86	310	706	969	2,101	760	352	989
全羅北道	1	78	150	508	83	816	161	62	593
全羅南道	9	329	494	1,951	148	3,031	1,886	126	1,019
慶尚北道	8,797	16,800	3,759	10,848	3,112	42,316	5,716	34,164	2,436
慶尚南道	4,636	6,404	2,294	3,348	1,213	17,997	1,217	4,179	2,601
黄海道	510	3,086	4,063	7,424	849	15,971	10,120	2,416	3,435
平安南道	947	8,189	6,520	5,536	2,173	23,305	9,405	7,573	6,387
平安北道	7,112	34,654	9,189	7,704	2,879	62,038	4,087	41,944	16,007
江原道	2,716	4,723	6,320	12,243	546	25,549	18,566	5,848	2,135
咸鏡南道	6,066	8,374	6,309	10,551	2,377	33,681	14,578	5,124	13,979
咸鏡北道	47,405	42,419	19,196	25,248	11,454	146,434	100,966	17,776	27,692
合計	79,000	126,664	62,831	93,929	27,507	390,311	178,144	131,045	81,122

備考 朝鮮総督府「朝鮮の人口現象」, 466~470頁および警務局保安課「高等警察報」第3号, 81~4頁より作成。

この移動の二系列は在満朝鮮人の民族解放運動を必然化する客観的条件と運動の地域的特殊性を形成する。軍政部顧問部「満洲共産匪の研究」(第1輯, 1936年)は, この点を次の如く指摘している。「満洲各地の共産主義運動は例外なく移住鮮農の中より発生したが, 間島を除く他の地方に於

注(16) 「同上」, 40頁。

(17) 「朝鮮総督府事務官タル鮮人某氏モ移住原因ヲ併合後生活一層困難ニナリタルカ為メテアルト断シ尚ホ近來小作ノ兼併遂行ハレ南鮮地方ノ一戸当り耕地ハ二町歩ヲ過キサリシカ現在ハ十町歩ニ増加シ耕スニ土地ナキ多農民ヲ出スニ至ツタト謂フテ居ル。事実在満鮮人ニ聴イテモ多クハ鮮ノ生活苦ヲ訴ヘテ……」(木下通敏「人口問題ヲ基調トシテ滿蒙拓殖策ノ研究」, 350~1頁, 1927年)。

なお, 中・北満の「奥地」へ移動し米作した朝鮮人数は統計には現われていないものも多いので, 実際には南部米作農の中・北満への移動は一層多かったと推定される。例えば民政部「在満朝鮮人事情」によると, 南満では朝鮮北部出身者が90%であるのに対し, 北満では北部出身者は48%, 南部出身者は52%を占めている。(広瀬進「在満鮮農の社会的諸条件」(「満鉄調査月報」第16巻第8号, 1936年8月号, 113~5頁参照)

(18) 広瀬進「前掲資料」99~128頁参照。また, 対満朝鮮人移動の二系列は, 外務省編「在満朝鮮人概況」の数字を一覧表にした1934年の「韓人入滿者原籍表」(玄主煥「韓国移民史」, 上巻, 232~3頁に所収)からも明瞭に看取することができる。

いては、何れも日本資本主義の影響を早く受け農村内部の階級分化の結果排出された南鮮地方の破産農民の移住者によって、端緒を發した。此等の地方はすべて北鮮出身畑作農民に比して、南鮮出身の米作農民多く、彼等は朝鮮内地に於いて既に多少とも近代化した雰囲気の中に生活し、小作争議其他の社会的訓練を経た農村の敗残者であった。(傍点一引用者) また、問島及び東辺道地方については「問島の農業経営状態、地主、小作人の収取関係、住民の人的構成等に於いて濃厚な封建的残滓が見られる。この農村社会の封建的性質は、問島に小作地が多く、小作人に対して地主の半農奴的な収奪が行はれ、地主对小作人の土地問題を廻る尖鋭な利害の対立にも拘らず、この農村社会内部に於いて共産主義運動が発生することを抑制する要因となる。このことは東邊道地方に於いて見られるところである」と書いている。そして続けて「然るに問島に於いて逸早く共産主義運動が勃興したのは何故か」として、「政治的・地理的特殊性を利用して、反日民族運動の策源地となっていた」問島地方に於ては、民族的対立が階級的対立と絡み合わざるをえなくなる必然性について「農村への商品経済浸透(大豆生産の急増による一引用者)と日本資本との直接の対立関係(朝鮮銀行の進出、東拓問島支店の設置など一引用者)は農村内部の封建的性質にも拘らず、農民の反日運動をして単なる民族運動の埒内に留まらせては置かなかった。資本と共に持ち込まれた近代的諸関係に対する認識は農民の政治意識を向上せしめた。日本資本に対抗して民族運動を指導すべき民族ブルジョアジーが欠除してある問島に於いては、当然此等近代的諸関係に目を開いた勤労農民が反日運動の主動者たらざるを得なかった。この勤労農民を主体とする反日運動の発展として行はれた朝鮮人農民の自己解放運動は、同時に問島に於いて封建的搾取関係に立つ朝鮮人地主との対立に迄進展せざるを得なかった。」と述べ、更に「この朝鮮民族内部の対立関係(問島地方では他の地方と異なり朝鮮人地主層が相当形成された一引用者)は民族的統一を破壊し、民族運動をして共産主義の方向に向はしめる要因となった。」と指摘している。

民族解放運動の展開は客観的条件からのみでは把握されえないことはいうまでもないし、運動の指導中核がかような客観的条件を運動として実体化させる過程を明らかにする必要がある。だが、それは本稿の限定された課題の範囲外であるから、ここでは、朝鮮人民族解放運動を必然化する客観的諸条件とその地域的特殊性が、朝鮮人が満州においておかれた民族的・階級的諸関係によって規定されたばかりでなく、移動系列=移動供給源の経済的条件によっても規定されたことを指摘するにとどめたい。

注(19) 軍政部軍事調査部編「満洲共産匪の研究」第1輯、128頁、(1937年)。「満洲共産匪の研究」は第1輯が本文924頁、第2輯(治安部参謀司調査課編)が本文521頁からなる「満洲治安の最大痛をなす」「共産匪」対策のために書かれた基礎資料であるが、研究水準は極めて高い。

(20) 「満洲共産匪の研究」第1輯、129~130頁。

(21) 「同上」、138頁。

(22) 「同上」、138頁。

II

「帝国主義の特質の一つとして、帝国主義諸国からの移出民の減少と、これらの国への、賃金の安い、おくれた国々からの移入民(労働者の流入と一般人の移住)の増大とがある」とすれば、日本帝国主義のばあいには、朝鮮人の植民地朝鮮から日本への移動は増大したが、日本人の朝鮮への移動は相対的には停滞し、満州への移動は減少したのではなくて当初より日本人移民政策の失敗により少数であり、それ故、日本人移民の代行者として朝鮮人が満州へ移動したという複雑な民族別の重層的構造をもっていた。

朝鮮人が労働者として日本に移動しはじめるのは、日本帝国主義が朝鮮に対して完全な植民地支配体制を確立した1910年の「日韓併合」以降のことであり、その際に朝鮮人労働力を移動させた客観的条件は、第一に朝鮮に於て「土地調査事業」遂行の結果植民地労働力が大量に創出され、それを朝鮮から排出する条件が形成されたこと、第二に、日本資本主義が第一次世界大戦を契機として独占段階へと移行するなかで、急速度の資本蓄積の強行が大量の労働力を吸引したことによって部分的な「労働力不足」を現象させ、朝鮮人労働力を日本へ吸引する条件が強化されたことによる。更に、1920年以降、日本帝国主義が低米価による日本の低賃金体制を確立するために強行した「産米増殖計画」によって朝鮮人農民の没落・貧困化が促進され、朝鮮外へ労働力を排出する条件が強化されてくるなかで朝鮮人の日本への移動が増加し、かれらは全般的危機のもとで慢性的相対的過剰人口の圧力を日本人労働者よりも一層強く受けて就業構造の底辺に編入されていった。相対的過剰人口の一角に朝鮮人が編入されることは、その底辺で民族差別賃金をはじめ様々な差別労働を課せられることを意味したが故に、日本独占資本にとっては資本蓄積の直接的・間接的楯杆として要請されるべきことであつたが、同時にそのことは、全般的危機下の失業問題を一層激化させ、更に朝鮮の民族解放運動を日本にも波及させるという矛盾を内包していた。この支配階級にとっての矛盾は、1919年の「旅行証明書制度」を撤廃した23年の「自由渡航制」が、間もなく25年の釜山港での「渡航阻止制」に轉換し、以後39年まで継続された日本への朝鮮人移動制限政策となって現われたのである。だが、このような移動制限政策にもかかわらず、没落・貧困化した朝鮮人は日本に大量に移動してきたのであり、日本在住朝鮮人数は、1910年の1500名から20年約3万名、30年約30万名へと急増していった。

注(23) レーニン『全集』(大月書店版)第22巻、326頁。

(24) 「此の種の(満州に於ける一引用者)朝鮮人は、日本人の朝鮮移住の結果、自然的に東三省に押し出されたものであるから、之は当然日本の間接的殖民政策とも言はるべきものである。」(許典凱著「満蒙と日本帝国主義」、訳35頁、1932年)

(25) 拙稿「日本帝国主義下における植民地労働者——在日朝鮮人・中国人労働者を中心にして——」(慶応義塾経済学会『経済学年報』10号、1966年度)、109~150頁。

これに対し、日本人の満州への移動は当初より対満日本人移民政策が失敗したことにより少数であった。対満日本人移民政策は、日露戦争後満鉄初代総裁後藤新平の満州経営基本方針のなかで農業移民の重要性が言明された時に開始されたが、山田豪一氏の論稿に依って、その後の推移を述べ、次の如くである。

「一、東洋拓殖会社の明治四一年末創立、これは朝鮮にたいするものであるが、のちに満州にも業務を拡張、大正一〇年には満鉄と共に東亜勸業を設立する。二、大正三年以降、満鉄によっておこなわれた鉄道守備隊満期兵の満鉄附属地入植。三、大正四年関東都督府によっておこなわれた関東州租借地『愛川村』への入植。四、大正一一年東洋拓殖、満鉄、関東都督府等によって設立された東亜勸業による農業経営。東亜勸業の設立は対華二ヶ条要求の成果である土地商租権の獲得によって、それまで附属地、租借地にかぎられていた日本資本による農業経営を、その外に拡大したものであった。東亜勸業とならんで、このころ大倉組による華興会社の設立、その他、日中合弁の農業会社が設立された。大正一二年末日本資本のはいった満蒙の農業会社数は六、といわれる。五、昭和四年満鉄により関東州租借地内に設立をみた大連農事会社。六、その他、満鉄、関東都督府(関東局)朝鮮総督府等の援助をうけて入植した『自由移民』がある。」^(注26) 満州への日本人農業移民はいずれのばあいにも失敗したが、その原因は、第一に、土地商租権設定に対する中国官民の否認・抵抗運動によるものであり(いわゆる移民失敗の政治的要因)、第二に、帝国主義本国と植民地との間では労働力の価値水準に大きな差異が存するかぎり、大量に中国人労働者が移動していた満州では、相対的には高い「労働力価値」水準をもつ日本人農業移民による生産物は、農業技術水準にはたいした差異がなかったので生産費が相対的に高くなり、市場における価格競争に敗北した(いわゆる移民

注(26) 山田豪一「満州における反満抗日運動と農業移民」(上)『歴史評論』142号、1962年6月号所収、52頁。

(27) 矢内原忠雄氏は「満洲問題」(1934年、以下頁数は「矢内原忠雄全集」第2巻、岩波書店による)のなかで「日本人の移住地としての満洲は当初の期待に副はざりしものと言はざるを得ない。而してその主なる原因は我が政策の失敗といふよりも、寧ろ満洲が日本人移住地として十分なる自然的政治的及経済的条件を備へざりし事実を存した。」(560-1頁)として、「その政治的なるは張氏政府の排日政策殊に土地獲得の阻害であった。併し乍ら政治的障害を以て、日本人の満洲移民の振はざりし唯一の原因と見ること亦誤である。朝鮮台湾は日本の完全なる政治的支配の下にあり、其の土地獲得に何等の政治的法的困難なきに拘らず、矢張り多数の移民を之に送るを得なかつたではないか。」(561頁)と述べ、日本人の満洲移住が実現する条件を、1. 治安状況、2. 移住費、3. 農産物市場、4. 農産物生産費として論じている。そして、とくに4項目の問題について「日本人移民の生産物は概して一般満洲人農民の生産物と同じ種類のものなるべく、その限りに於て之と同一市場に於て価格競争を為さねばならぬ。然るに市場に於て同種商品の供給上満洲人農民の生産物が圧倒的数量を占むる以上、該商品の価格は満洲人農民の生産費に於て規定せられる。然るに日本人移民は満洲人に比して一般に移住開拓の創始に際して資本的支出を多く要するのみならず、移住後の生活維持費に於ても満洲人よりは平均的に高く、従って少くとも労賃に関する限りその生産費は満洲人の平均よりも高いであらう。」(566-7頁)として、市場における価格競争で日本人移民が敗北する必然性を明らかにし、「満洲は日本人農民及労働者の移住地としては好適なる社会的経済的条件を備へざるものと言はねばならない。」(569頁)と断言した。

山田豪一氏は、東亜勸業、大倉組の華興会社の日本人移民の失敗の原因は政治的原因即ち土地商租権妨害によるものとし、「愛川村」「鉄道守備隊満期兵」「大連農事会社」の失敗の原因は、矢内原氏のいう経済的原因にあったとされている。(山田豪一「前掲論文」、54-55頁参照)。なお、商租権問題については、満州における日本人の地主化過程の視点から分析し、満州における土地所有の半封建的性格と土地所有の有利性のなかに進出の誘因があったにもかかわらず、商租権という土地侵略に対する中国官民の抵抗運動の結果地主化の過程は不成功に終わったとする浅田喬二「日本帝国主義と旧植民地地主制」(1968年)(167-188頁)及び論文「『満州事変』前の土地商租権紛争について」(『農業総合研究所内資料』、1970年3月号)がある。

失敗の経済的要因)からである。かくして、1910年3月の議会において小村外相が20年間100万名の対満日本人移民論を提唱していたのに対して、「満州事変」に至るまでの日本人農業移民は僅か1千名を数えたに過ぎなかった。全在満日本人数は1910年7万5219名から1930年22万8700名へと増加したが、治安上の理由もあって大部分が関東州及び付属地内に集中しており、それ以外の地域ではわずかに1910年1万3285名、1930年1万4407名に過ぎなかったのである。^(注28)

かような失敗しつつあった満州への日本人移民の代行者として、朝鮮人を満州に移動させるべく、^(注29) 日本への移動に対しては制限政策がとられながら、満州へは移動放任政策ないし「保護」政策が遂行されたのである。1905年以降「満州国」成立に至るまでの対満朝鮮人移動政策史を明らかにするのが次の課題である。

日本帝国主義は、日露戦争に勝利すると、1905年9月の「ポーツマス条約」締結によって帝政ロシアから獲得した南満洲の「既得権益」を清国政府に追認させるために、同年12月「日清満洲善後条約」を強制的に締結させ、つづいて翌6年11月に満洲支配の中軸をなす南満洲鉄道(満鉄)を創設し、鉄道守備隊という名の「軍隊」を配置して日本の行政権が広範囲に及ぶ鉄道付属地を事実上の「領土」として確保した。そして、朝鮮に対しては、1905年11月、大韓帝国政府との間に「乙巳保護条約」(第2次日韓協約)を締結させ外交上の権利を剥奪すると、翌6年この協約にもとづく統監府の設置によって事実上の植民地支配体制を確立した。そして、翌6年、間島地方からロシア軍隊が完全撤収すると、続いて7年8月、伊藤統監は清国政府の圧力を排除しながら間島地方(龍井村)に統監府臨時派出所を設立した。1908年4月10日の官制発布により「間島内に於ける帝国官衙として公然其存在を見るに至」^(注30) ったこの間島派出所は、「韓清国境問題確定に至る迄は、間島内の韓国臣民に対しては在清帝国領事と同一の権能を以て之を保護すること」という在満朝鮮人保護の名目を掲げながら、憲兵と韓国警察官を配置し領土拡張を意図していたのみならず、領土拡張の先兵として朝鮮人の間島移住を促進せんとする意図をももっていた。1907年9月2日の派出所長の訓示が「現下の形勢にありては、該地方は全然韓国の領土として措置し能はざると同時に、亦清国の領土として認定すべからざるや論を待たず。否な寧ろ将来に於ては韓国の領土たらしめ、帝国並に韓国臣民の福利を増進することを計るは、実に我派出所並に予の指揮に属せられたる憲兵隊の

注(28) 矢内原忠雄「前掲書」、560頁参照。

(29) 「朝鮮自体に於ける経済的変革は今後益々多数の朝鮮人移民を域外に出だすであらう。朝鮮人の生活程度は日本人より低く、従って財政的補助を要すること少くして満洲へ移住し得る。故に恐らく朝鮮人のために特に大規模なる集団的移住地を設くる等の必要なく、土地所有若しくは利用の権利を確保ならしめたる上自由移民を原則として入満を認むる時は、或は独立の農業経営者として、或は日本人の集団移住地に対する労働力の補給者として役立つであらう。」(傍点一引用者)(矢内原忠雄「前掲書」、571頁)

(30) 朝鮮総督府「統監府時代に於ける間島韓民保護に関する施設」、23頁、(1930年)。

(31) 「同上」、20頁。

責務なり。」となされたのが、一年後の方針では「間島は韓国の領土たること。韓人は清国の裁判に服すべきものに非ること。清国官憲の徴する一切の租税は派出所に於て之を認めず、只清国官憲の強圧により韓人が止むを得ず出金するものなること。……」と推移していったこと(注32)のなかに、日本帝国主義が植民地朝鮮を橋頭堡とし、さらに満州へと領土拡大を志向する政策の一環として在満朝鮮人をその楨杆としたことを看取することができる。(注33)

この「間島派出所」設立を契機として間島琿春地方の朝鮮人数は1907年7万3千名から1909年9万1千名へと急増していったが、このなかには朝鮮の政治的弾圧から逃れた民族主義者も多数含まれていた。この派出所設置により清国との対立は激化し、いわゆる天宝山事件(1907年7月10日)、防穀令事件(1908年7月)などの諸事件が頻発したが、日本政府は満州進出のために清国政府と妥協をはかり、1909年9月に奉天安東線改築問題と満州における新鉄道敷設権獲得を交換条件として「……図們江カ清韓両国ノ国境タルコトヲ互ニ確認シ並ニ妥協ノ精神ヲ以テ一切ノ弁法ヲ商定シ……」(前文)とする「間島に関する日清協約」を締結した。この協約により間島における朝鮮人の居住権の承認、不動産の保護、清国法権服従などが確立されるとともに、同年11月1日に間島派出所は閉鎖され、代って総領事館が設置されたのである。(注34)

更に1915年5月に大隈内閣は中国袁世凱に対し「対華21ヶ条」要求を強制し、その第2号9ヶ条要求を「南満州及び東部内蒙古に関する条約」として締結させた。土地商租権(第2条)、満州内地雑居権(第3条)、東部内蒙古における農工業の合弁経営権(第4条)という三つの「特殊権益」は満州支配の中軸をなしたが、とりわけ土地商租権の規定は、従来法律上は1896年の「日清通商航海条約」による土地賃借しか認めていなかった日本人の土地取得を法的に確認したものであったから、「日本帝国主義の『満蒙特殊権益』の『骨幹』をなすものの一つであり、同時に、日本帝国主義の満州への『土地侵略』を条約上保障すること(注35)を意味していた。だが、その後この商租権設定に対する中国官民の否認・抵抗運動によって、すでに述べた如く満州における日本人地主化は事実上不可能となった。その過程で日本人地主の土地買収・所有の手段として、中国人との合弁事業を行うという名目や中国人名義の借用とともに、中国国籍をもつ帰化した在満朝鮮人が利用されたのである。

注(32) 「同上」, 22頁。

(33) 「同上」, 48頁。

(34) 最近(1970年3月)、朝鮮総督府「前掲書」の他に「統監府臨時間島派出所紀要」, 「駐韓日本公使館記録一九〇八年度間島派出所概況報告書」, 「駐韓日本公使館記録一九〇六・一九〇七年度間島問題関係書類」を収録した資料集が、韓国史料研究所「朝鮮統治史料」第1巻「間島問題」として発刊されたが、その「解説」で、金正柱氏は「……一九〇七年八月に正式開設をみた間島派出所が一九〇九年十一月に閉鎖撤収するまでの短期間に、仮りに韓民保護に関する施設と産業発達のための事業を施したとしてもどの程度成し得たかは知れたことであるし、裁判管轄問題にしても清国官憲との交渉を行ったとあるけれどもその成果は殆んど取るものがなかったことに照らしても明らかである。これに反し、その間に排日思想を抱く韓人に対する取締と抗日団体に対する警戒は苛酷な程度にまで実行しており、人心の慰撫とか市場の開設とかに藉口して軍隊と警官の増派を断行して、いわゆる保護の責務を任せ、日勢拠点の前哨基地として後日に対備したことは見逃すわけにはいかない。」(5~6頁)と指摘している。

(35) 浅田喬二「満州事変」前の土地商租権紛争について(一)『農業総合研究所所内資料』, 1970年3月, 2頁。

拓務大臣官房文書課「満洲と朝鮮人」は、在満朝鮮人が高租権取得に利用された点について次の如く指摘している。

「朝鮮人にして支那市民権を獲得せる者は、法律上支那人たるを以て支那人と同様に、土地を所有することを得又租借することを得らる、斯の如き理由なるを以て満洲に居住せる根性の不良なる日本人は、此の入籍せる朝鮮人を道具に使用し農業の目的を以て土地買収を図る者あり、……万一朝鮮人が審問を受くることゝならんか、日本官憲は朝鮮人は日本臣民なるを以て其の事件は領事館に於て処理するものなりと主張す、是は入籍せる総ての朝鮮人は二重国籍を有するを以て日本官憲より見れば日本臣民にして、支那官憲より見れば支那市民たるが為なり……」(注36)。この指摘によっても在満朝鮮人が日本帝国主義の土地侵略の楨杆として利用されたことを確認することができるが、民族運動を担う在満朝鮮人に対しては、1920年の「間島出兵」にみられるごとく徹底的な弾圧を加えたのである。そして1923年11月、在満朝鮮人問題に関する第一回領事会議が、外務省、関東庁、拓殖局、総督府、在満蒙領事等関係官庁参加のもとにソウルの中樞院で開催され、朝鮮人に対する生活安定、資金融通、土地利用の方法、教育機関の設置、「満洲鮮人中の不逞者」取締方法、「北満鮮人に対する露領赤化」対策、戸籍整理の七項目が協議された。だが「この打合せ乃至協定の実行は何分他国領土内である関係上今真ぐにといふわけに行かぬ、徐々に手を進めることになるだろう」と記されている如く、在満朝鮮人を侵略の楨杆として利用こそすれ、彼等を「保護」する政策はとられていなかったのである。(注37)更に、1925年6月11日、奉天政府警務處長干珍と朝鮮総督府三矢警務局長の間に秘密調印された「不逞鮮人ノ取締ニ関スル朝鮮奉天省間ノ協定」、いわゆる「三矢協定」(協定施行細則は同年7月8日調印)は、「在満朝鮮人ノ各戸内居住者ノ連帯責任、武器携帯ノ在満鮮人入鮮禁止、不逞鮮人団体解散武装解除、在満鮮人ノ銃器火薬没収、不逞鮮人ノ逮捕引渡、鮮満国境警察ノ越境禁止、鮮満懸案解決期」など八項目を決定した。日本側が、「満州に於ける不良鮮人の活動を根底より絶滅せしむる意味の下に斯の如き協約を締結した」のに対して、中国側は「此の協約を以て朝鮮(人)を所謂治外法権から排除させるもの」と解釈し在満朝鮮人に対する圧迫を強化したのは、在満朝鮮人を保護するとの名目の下に日本の領事館及警察署を設けたり、「付属地」外にも日本軍隊を駐在させるなどして権力機構の拡大をはかり、更に朝鮮人を楨杆として「土地侵略」をはかった日本帝国主義と満州地方軍閥政権の対立の結果でもあり、同時にまた妥協の産物でもあった。(注38)

注(36) 拓務大臣官房文書課「満洲と朝鮮人」(拓務調査資料第3編), 159~160頁, (1933年)。

(37) 「間島出兵」による在満朝鮮人弾圧に関しては、前掲「朝鮮統治史料」の第2巻(1970年3月)が「間島出兵史、(上)(下)間島地方不逞鮮人刺討計画書一」, 「琿春事件及間島出兵関係復電文」, 「第一次琿春事件小松討伐隊長回顧記」, 「上海独立新聞宣伝間島出兵関係記事」を収録している。

(38) 南満州鉄道株式会社経済調査会「満洲農業移民方策」(『立案調査書類』第2編第1巻第6号(統1)), 228~230頁及び325頁参照。

(39) 関東庁「満蒙権益要録」(1932年), 106~107頁の条文上の見出し。なお梶村秀樹「前掲論文」にも「三矢協定」の全文が掲載されている。(50~1頁)

(40) 拓務大臣官房文書課「前掲書」, 243頁。

(41) 「三矢協定」が日本帝国主義と満州地方軍閥政権との妥協の産物であった点について、梶村秀樹氏は次の如く書いて

更に、1927年以降在満朝鮮人に対する中国側の圧迫は激化した。1927年に発布された「朝鮮人居住制限令」を実施するために各省政府は「日鮮人土地租借禁止に関する訓令」(28年3月16日、奉天省)、「移住朝鮮人取締に関する訓令」(29年4月19日、遼寧省)、「朝鮮人土地耕作取締に関する訓令」(29年7月30日、奉天省)、「移住朝鮮人取締に関する吉林民政庁訓令」(31年8月)などの多数の指示を県知事宛にだし、朝鮮人の土地所有・貸借を禁止し、満州への移動も阻止する政策をとったのである。例えば、遼寧省の安東県知事宛の訓令(29年)では、「日本は移住朝鮮人を利用して満蒙侵略の先駆にする劃策なるは火を見るが如く明瞭なり、故に今後朝鮮人入国に対して一層取締を厳重に為すべし、又既に移住せる朝鮮人に対しては今後漸次圧迫を加へ日本侵略を未然に防止すべし」と指示されていたし、又、「吉林省民政庁訓令」(31年2月9日)では「民国十八年度調査に依れば東三省在住朝鮮人は六十余万人なりしが、最近調査に依ると百三十万余に増加せり、是は日本が毎年増加する人口移民問題解決策として企図し、併せて満蒙地方の利権獲得を目的として為したる証拠なり、即ち満蒙は風土の關係上日本人は直に満洲へ移住することなく、朝鮮人を先駆として各地に移植させ其の後の地盤に日本内地人を移植せしめ、漸次満蒙を侵略せんとし朝鮮人移民を奨励するものなり」として「移住朝鮮人取締令」を発した。この取締令は、朝鮮人を楨杆とする商租権による土地侵略を防止するために、朝鮮人の帰化の最低条件を20年以上継続居住する者とした(第1項)ごとく厳格な条件を付した他、在満朝鮮人の土地売買を禁止し(第5項)、そして、地方県政府に朝鮮人の登録と報告を督促し(第2項)、更に、朝鮮人の移民阻止政策(第3項)をとることを規定していた。更に奉天省は、いわゆる「朝鮮人雇傭墾種組用条例」を発布し(東北政務委員会第143議会に於て修正された)、「支那国民にして水田を耕作せんとする者は朝鮮人を農業労働者として雇入する事を得、朝鮮人に対する土地売買及租借契約は之を厳禁す(第1条)、被雇朝鮮人は稻田耕作以外他の職業を經營することを得ず(第2条)」として朝鮮人の職業を限定し、更に「帰化朝鮮人を調査し若し二重国籍を有する者あらば之を直に改籍し支那服着用を励行せしめる事」(第6条)として、中国人「同化政策」をとった。1931年には、商租権設定禁止の訓令を集大成した「国土盗売暫

いる。「この段階では日本帝国主義は、力関係を考慮して在満朝鮮人一般に権力を行使するにさいしては、表面的には軍閥政権を一応たててそれに「不逞鮮人」弾圧を要求する間接的な形式をとった。朝鮮総督府一官僚が満州地方軍閥との間に締結したいわゆる「三矢協定」はこの過渡的形態を示している。しかし現実には、特に間島では、日本の強力な領事館警察網がしかれて商埠外の朝鮮人までも実質的に支配し、さらに前記間島協約による中国側の裁判権と並行して、日本は朝鮮人にたいする領事裁判権を行使していた。」(梶村秀樹「前掲論文」, 30頁)

注(42)「日本からの移住者によって満洲を植民しようとする期待は、本質的には完全に失敗に帰した。……一九〇七-一九二七年の期間中に日本は成功裡に朝鮮人を朝鮮から満洲へ移民した。満洲における朝鮮人移民の数は、ここ二十年間に略々五-六倍増加して、一九二八年までに八十万人に達した。しかし、支那側官憲が朝鮮人移民に対して採った種々の行政的手段のために、また特に支那の地主及び富農が朝鮮の農民及び農業労働者の労働を極度に搾取したために、近年この方面においてもテンボの著しい低下がみられる。」(アヴァリン「列強対満工作史」訳(下巻), 421-2頁)

なお在満朝鮮人圧迫の実態については、例えば、東洋協会「満蒙の米作と移住鮮農問題」(『在外鮮人報告』(1927年10月), 100-120頁。金三民「在満朝鮮人の窮状と其の解決策」(1931年), 65-76頁。長永義正「朝鮮人の間島」(1931年), 29-32頁。金曉星「更生途上に在る満蒙の朝鮮人」(1934年), 2-3頁など多数書かれているが、いずれも中国官憲の圧迫から朝鮮人を保護するという名のもとに日本帝国主義の対中国侵略を肯定させる宣伝運動の一環であったから、その内容は必ずしも正確とはいえない。

行条例」が改訂され、外国人(日本人、朝鮮人)に対する土地の抵当、租売、売却を禁止したが、この条例は、抵当、小作、密売した土地面積の広狭によって懲役あるいは死刑という刑罰が規定されたものであった。

このように1927年以降、とくに在満朝鮮人に対する圧迫が強化されたのは、列強諸国の対立が満洲において激化したことに基本的原因がある。即ち、英米帝国主義を背後にして、1927年の「南京事件」の結果反革命に転じ国共合作を破壊しつつ28年6月北伐を完成した蔣介石国民党政権に、関東軍によって爆殺された(28年6月)張作霖の後継者張学良が日本の圧力にもかかわらず服従し、鉄道利権回収運動や日貨排斥運動などが張学良の志向を越えた民族主義運動として高揚してくるなかで、日本帝国主義の侵略の楨杆とされた在満朝鮮人に対する圧迫が加重されたのである。かかる意味で、在満朝鮮人は列強諸国の対立の犠牲者であり、1930年に「万宝山事件」が勃発する契機もここに内在していたのであるが、日本帝国主義は「在満朝鮮人問題」を侵略のために意図的に利用し、1931年には満洲への武力侵略を開始したのである。

かくして、対満朝鮮人移動数と在満朝鮮人数は第6表の如く推移していったが、1927年を境として移住者が減少し、帰還者が増加したのは、27年以降、在満朝鮮人に対する圧迫が加重されたことの現われである。

第6表 対満朝鮮人移動数と在満朝鮮人数

	移 住	帰 還	差引移住増加	在満朝鮮人口数
1910年9月~1922年12月	251,383	44,943	206,440	
23年	7,545	6,824	721	528,027
24年	9,964	6,765	3,199	531,857
25年	9,717	7,277	2,440	531,973
26年	21,037	9,027	12,010	542,185
27年	29,997	10,516	19,481	558,280
28年	19,546	15,146	4,400	577,052
29年	13,615	10,958	2,657	597,677
30年	9,258	12,354	3,096	607,119
31年	5,862	13,699	7,837	630,982
累 計	377,924	143,511	234,413	

備考 移住・帰還数は朝鮮警務局の調査による。在満朝鮮人数は外務省亞細亞局「在満朝鮮人概況」(1933年), 98-99頁, による。両者の数字は必ずしも一致していない。

「満州国」成立以降における対満朝鮮人移動

「満州国」成立以降の対満朝鮮人移動は、朝鮮総督府、関東軍などの権力機関の統一と一定の対立のもとで、移民機関＝満鮮拓植会社によって組織的に強行された点で、「満州国」成立以前の放任政策とはその性格を基本的に異にしている。だが、「満州国」成立後直ちに、対満朝鮮人移動が国家権力により組織的に行われたのではない。以下、移民機関設立までの過程と、設立後の過程と

を分けて考察することにしよう。

I

1931年9月18日、日本帝国主義は満州侵略を開始し、関東軍が張学良の権力を東三省より駆逐し、権力機構を確立すると、翌32年3月1日、傀儡「満州国」建国を宣言した。この満州侵略による商租権問題の「解決」によって、満州への日本人移民計画の作成が積極的に開始された。加藤完治の「六千名移民案」にもとづき作成された拓務省案が、32年3月大蔵省によって拒否される以前に、関東軍は32年1月に奉天に満鉄経済調査会を設置し移民問題を第二部農林班、第五部植民班に担当させ、満州への日本人移民のための本格的調査を開始していたのである。その後32年7月13日(注43)の加藤完治と関東軍石原参謀の会見、翌14日の加藤と東宮の会見を契機として関東軍の東宮計画案と拓務省の加藤計画案が結合され、「東宮案の内、日本人を指導的立場に置き、満軍の過剰兵力乃至招致鮮農を基礎構成とする屯墾隊の構想は排除せられ、又内地案の(六千人案に表れたる)餘りに農耕的なる目的及編成が強度の軍事的色彩を附加せられた。そして、加藤の帰国とともに拓務省において作成された1千名武装移民団送出計画の予算案は、32年33年に500名ずつの分括選出へと修正を受け、かくして32年9月より在郷軍人の中から募集・選抜が開始されて、10月に日本を離れた第一次武装試験移民が、反満抗日運動弾圧を援助させる目的をもって予定地に入植されたのである。更に、第一次武装移民送出後ただちに33年2月に関東軍特務部、参謀部、大使館、領事館、拓務省、朝鮮総督府、満鉄経済調査会が連携して日本人移民の中央統制機関として関東軍に「移民部」を設けると、同年4月6日「日本人移民実施要綱案」「満州移住協会案」が作成され、続いて33年7月に第二次移民が送出された。だが34年4月に、入植移民団による土地収奪に対する抵抗が「土竜山事件」として勃発し、「初期試験移民時代の動的様相を深化」すると、これに対する対策として、関東軍は34年11月、12月に根本方針を協議すべく関東軍特務部主催の「第一回移民会議」を開催し、第三次移民が34年10月に、第四次移民が35年6月に送出されたのである。この会議で答申された「満州拓植株式会社」は、36年1月に至って新京に設立され、その補助機関として移民事業の宣伝、大量募集を促進するために「満州移住協会」が35年11月、日本に設立された。更に、

注(43) 「満州国」成立過程については、鈴木隆史「日本帝国主義と満州(中国東北) (一)、(二)——「満州国」の成立およびその統治について——」(『徳島大学教養部紀要』第1巻(1966年)、第2巻(1967年))参照。

(44) 山田豪一「前掲論文」(上)、56~60頁参照。

(45) 喜多一雄「満州開拓論」、79頁、(1944年)。

(46) 日本人試験移民は文字通り武装移民であった。「第一次武装移民団が入植した旧吉林省樺川県永豊鎮は東宮吉林剿匪軍顧問の指導にしたがって決定をみたところであった。かれがここに日本人移民を入植させたのは、かれの指揮する剿匪軍と協力してこの地方の匪賊=反満抗日遊撃隊討伐を援助させることにある。」(山田豪一「前掲論文」(上)、69頁)、「七年~八年の冬、吉林省東部の中心密山の県城が李杜の救国軍の手で陥落したのに対し佳木斯が日本側の手にありえたのはひとえに東宮をたすけた移民団のはたらきによるものだった。」(同上)、71頁)

36年4月、関東軍主催の「第二回移民会議」が、関東軍、陸軍省、拓務省、「満州国」政府、満拓、満鉄など移民関係機関の参加のもとに開催され、この会議にもとづいて、同年5月、関東軍司令部「満州農業移民百万戸移住計画案」が作成され、36年度第五次試験移民は、この五ヶ年計画の第一次移民として送出されたのである。かくして、満州への日本人移民を、拓務省、陸軍、「満州国」、関東軍などの統一的国家権力が組織的に遂行するに至る過程は、特殊移民機関=満州拓植株式会社の設立によって一応完了したとみることができよう。以上の如く、この時期には、日本人移民政策がもっぱら軍事的目的によって関東軍の主導のもとに遂行されていくなかで、朝鮮人移民政策はいかに推移したかを明らかにするのが次の課題である。

朝鮮人の満州への移動が国家権力により組織的に行われるに至る過程、即ち、「満州事変」以降、1934年朝鮮人の移民機関=満鮮拓植株式会社が設立されるに至る過程には、朝鮮人移民をめぐる、朝鮮総督府と関東軍との間に、つまり労働力排出側の植民地朝鮮の権力機関と、配置側の満州の権力機関との間に、根本的には一致していながらも、一定の対立があったことは注目されてよいであろう。朝鮮総督府は在満朝鮮人問題及び対満朝鮮人移民問題を、満州支配の観点からのみでなく朝鮮の植民地支配の観点からも極めて重視していた。32年の朝鮮軍司令部「在満朝鮮人指導ノ根本方針=関スル意見」は次の如く記して在満朝鮮人問題の重要性を指摘していた。「在満朝鮮人ノ指導ハ単ニ現ニ満洲ニ在住スル約百萬ノ朝鮮人ノ浮沈ニ関スル問題タルノミナラス其ノ反響スル所極メテ大ニシテ満洲国トシテノ内部的結束ニ関係シ其ノ将来ノ発展ニ波及スルハ勿論之カ背後ニ於ケル在鮮二千萬同胞ニ対シテハ其ノ満洲国ニ対スル移入及帝国臣民トシテノ庇護ニ対スル無形上ノ威應等直接間接ニ機微ナル関係ヲ有シ朝鮮統治上ニ影響スル所渺ナカラス之ヲ分離シテ考察スル能ハサルモノトス」。

朝鮮総督府も、1931年の「鮮人移民会社設立計画案」の作成に続いて32年に「満鮮農事会社設立計画」をつくり、「満洲及朝鮮内ニ朝鮮人ノ為ニ農村ヲ建設シ其ノ生活安定ノ為必要ナル施設を為スモノトス」との目的のもとに毎年2万戸、10万名、15年間に30万戸、150万名の移住を計画した。そして、この会社の事業の種類は「(一)移民ノ為必要ナル農業、土地改良事業、林業及牧畜業ノ経営 (二)移民ノ為必要ナル土地ノ取得、経営及処分 (三)移民ノ募集及分配」など九項目が掲げられていた。対満朝鮮人移民が朝鮮総督府によってこのように積極的に計画されたのは、第一に、対満日本

注(47) 朝鮮軍司令部「在満朝鮮人指導ノ根本方針=関スル意見」、1~2頁、(1932年11月20日)。

(48) 朝鮮総督府「鮮人移民会社設立計画案」はこの期の最初に作成された移民計画案であり、日満合弁で資本金6000万円をもって「満蒙ニ於ケル既墾地又ハ未墾地ニ朝鮮人ノ移民ヲ招致シ小作又ハ自作農設定ヲナス特殊会社ヲ創立スルコト」を内容とし、毎年1万戸5万名ずつ15ヶ年で計15万戸75万名を移民する計画案であった。(「鮮人移民会社設立計画案」、(1)~(2)頁、1931年)

(49) 朝鮮総督府「満鮮農事株式会社設立計画」、(1)~(2)頁、(1932年)。

の代行者として相対的には「労働力価値」の低い朝鮮人を移民することが満州の「權益」を確保するために今まで以上に一層必要となったと同時に、第二に窮乏化した朝鮮人過剰人口を朝鮮から排出することによって小作争議の頻発に現われた朝鮮における矛盾を「解決」せんとしたからである。

第一の点については、1932年の朝鮮総督府「鮮満農事会社設立趣意及内容説明」は「多数内地人ノ満蒙移住ハ……餘り多クノ望モ難カルヘシ之レニ反シテ朝鮮人ハ生活ノ様式程度、能力等ノ点ヨリ見テ彼地方ニ於ケル農牧業ニハ格段ナル適應性ヲ有シ而カモ移住ノ為ニ多額ノ経費ヲ要セス之ニ加フルニ多数先住同業ノ同胞ヲ有スルヲ以テ感情的ニモ縁故的ニモ移住ハ比較的容易ナルノ特長アルヲ以テ斯業方面ノ移住者トシテ殊ニ朝鮮人ニ就キ深甚ノ考慮ヲ拂フコト必要ナリ」と指摘しているし、また、32年6月の朝鮮総督府「対満朝鮮人移民に就て」も「新国家に帰属する、在満支那人に気兼ねして朝鮮人移民を遠慮するが如き態度に出づることは却て満洲をして再び支那人の満洲と化せしめ真に日本の權益を確立することゝならざるべし、依て満洲に対し可成多数の内地人を移住せしむると共に又朝鮮人も移住せしむる積極的方法を講ずること必要なり」「内地人移民は……尚且朝鮮人に比し移住の多きを望み得ざるを以て其の缺を補ふ為にも移住の可能性多き朝鮮人民を必要とする所以なり」そして「朝鮮人の移住地は既往の状況に鑑み甚だしく不便ならざる限りは相当奥地に於ても敢て差支なかるべし」と主張していた。

また、対満朝鮮人移民が朝鮮から過剰人口を排出する目的をもっていた第二の点については、1933年の朝鮮総督府「朝鮮人口問題対策」は「……況ンヤ農民ノ多数ハ土地兼併ノ結果所謂小作農民ニ墮シ其ノ耕作面積ノ如キモ五反歩未滿極メテ多数ヲ占ムル有様ナルヲ以テ其ノ生活ノ困難ナル到底実地ヲ瞥見セザル者ノ想像モ及バザル所ナリ」と朝鮮農民の窮状を述べ、「……一般朝鮮人ノ生活困難ナリトスレバ鮮内ノ産業ヲ盛ニシテ人口ノ増容ヲ大ナラシムルト共ニ何レノ方面ニカ其ノ排ケロヲ求メザルベカラズ……朝鮮内ニ溢ルル人口ヲ西北鮮竝ニ満洲方面ニ農民移民又ハ労働者トシテ移動セシムルコトハ獨り朝鮮自體ノ為タルノミナラズ満洲開発ノ一大原動力タルコトヲ得ベク又内地渡航朝鮮人労働者ノ数ヲモ減少セシムルコトトナリ帝国現下ノ人口問題解決上極メテ有効ナル施設タルヲ疑ハズ」と指摘していた。そして、この点について、34年5月の朝鮮総督府は「満洲ニ朝鮮人ヲ移住セシムルコトノ必要性並ニ其ノ戸数」のなかで「現下ノ農村困憊ノ原因並ニ小作争議発生ノ原因ハ主トシテ其ノ生計ヲ維持スルニ必要ナル耕地面積ヲ得ル能ハザルニ因ルモノナルヲ

注(50) 朝鮮総督府「鮮満農事会社設立趣意及内容説明」,(1)~(2)頁,(1932年)。
 (51) 朝鮮総督府官房外事課「対満朝鮮人移民に就て」(調査資料第壹),16~17頁,(1932年6月)。
 (52) 「同上」,18頁。
 (53) 「同上」,21頁。
 (54) 朝鮮総督府「朝鮮人口問題対策」,(4)頁,(1933年)。
 (55) 「同上」,(3)~(7)頁。

在日朝鮮人が日本の失業問題を激化させているとして、彼等を満洲に移住させようという計画は度々主張された。例えば、梅奈山「重大危機に直面せる在満朝鮮人問題に關して日本官民に懇ふ」(1933年),15~21頁参照。

以テ鮮内ノ農村更生ノ一助トシ過剰農家ヲ満洲ニ移住セシムルコトハ満洲ノ資源開発ヨリ謂フモ將又朝鮮ヲシテ理想農業地タラシムル點ヨリスルモ誠ニ緊喫事タリ」として、「毎年少ク共其ノ増加数三万九千戸(一戸五人トセバ約二十万人)内外ノ農民ヲ満洲ニ移住セシムルコトノ必要ヲ認ム」と主張していたことは注目されなければならない。

以上の如き理由によって、対満朝鮮人移民に積極的であった朝鮮総督府は、朝鮮人の移民機関を日本人のそれとは別個の機関とすることにほぼ見解が統一していた。前掲「鮮満農事会社設立趣意及内容説明」では「最初ハ現在満洲ニ在住スル朝鮮人ニシテ未タ生活安定セサル者ニ鮮内ヨリノ移民ヲ按配シテ募集シ漸次鮮内ヨリノ募集ヲ多クシ」「内地人移民ヲ取扱フ会社ト同一ニスルヤ否ヤニ付テハ両者各々長短ヲ有シニ大会社ノ対立ハ施設費ノ重複、土地ノ獲得上ノ競争等ノ若干ノ缺點ハ免カレサルモ其ノ弊ハ中央ノ統制ニ依リテ防止シ得ヘク若シ内鮮人移民ヲ同一会社ニ取扱ハシムルコトトナレハ仕事ノ範圍広汎ニ過キ又内地人ト朝鮮人トノ間ニ政府ノ補助金、会社ヨリノ貸付金ノ差違等ヨリ来ル差別待遇ヲ同一会社カ設クルコトノ不平等ヲ禍サルノ虞アリ」と記されていたし、また、1932年6月の朝鮮総督府「対満朝鮮人移民に就て」では「……若シ内鮮人移民機関を一会社となさば内地人と鮮人との生活、教育其の他の関係より保護上差違を生ずるは免れざるところなるが之に対して同一会社が同胞に対し差別的待遇を設くることの不平に禍さるる虞あり朝鮮人の移民は移住希望者多く且つ左程度奨励を加へずとも移住すべきを以て移住後定住し得る様の施設をなすこととし可成多数の移満希望の鮮人に満足を與ふる方針を採り内地人移民会社とは別個の会社にて取扱ふに至ると認む斯る場合必要なる二会社の保護は敢て議會に於て反対せらるる理由なかるべし」と指摘されていた。

この朝鮮総督府の方針は前掲「対満朝鮮人移民について」に「資本的大農を少数移住せしむるよりは自作農を多数移住せしむる適策と認むるを以て此の趣旨にて自作農を移住せしめんとす」と記されているように自作農創設を目的としていた。じつと、1932年の「満鮮農事株式会社設立計画」では、「移民計画ノ為必要ナル耕地総面積ハ畑七十五万町歩、田三十万町歩、合計百五十万町歩ニシテ内八十万町歩ハ満洲政府又ハ朝鮮総督府ヨリ開墾成功ノ曉ハ譲與ヲ受クル條件ヲ以テ無償貸付ヲ受ケ二十五万町歩ハ段當五円ノ割合ヲ以テ買取スルモノトス。一定ノ土地ヲ五年以上耕作スル移民ニ

注(56) 朝鮮総督府外事課「満洲ニ朝鮮人ヲ移住セシムルコトノ必要性並ニ其ノ戸数」,(1)頁,(1934年3月)。朝鮮における小作争議発生件数は、1930年726件、31年667件、32年300件、33年1,975件、34年7,544件、35年25,834件、36年29,975件(朝鮮総督府「朝鮮小作年報」第2輯,1938年2月,11~12頁)と、33年以降激増していた。

(57) 「同上」,(3)頁。
 (58) 前掲「鮮満農事会社設立趣意及内容説明」,(6)頁。
 (59) 「同上」,(4)~(5)頁。
 (60) 前掲「対満朝鮮人移民に就て」,27頁。
 (61) 「同上」,36頁。

(62) 在満朝鮮人の自作農化については、すでに1932年に朝鮮軍司令部が次の如く書いている。「在満朝鮮人トシテ生業ノ大部ヲ占ムル農耕ノ現状ヲ見ルニ多クハ小作人トシテ悪辣ナル地主ノ請求に苦ミツツアリ此ノ極枯ヲ脱シテ生業ヲ安定セシムル地方的ノ勢力ヲ獲得セシムルカ為ニハ自作農タラシムルノ外ナシ」(傍点引用者)(朝鮮軍司令部「在満朝鮮人指導ノ根本方策ニ関スル意見」,20頁,1932年)。

シテ成績優良ナルモノニハ自作農創定ノ目的ヲ以テ之ヲ売渡スモノトス^(注63)と計画されていた。つまり、総督府は朝鮮において小作争議に現われた地主—小作関係の階級的矛盾を満州における自作農創設によって「解決」せんとしたのである。

満州への日本人移民が経済的に不可能であるが故に、その代行者として満州への朝鮮人移民に積極的であり、同時に朝鮮人の過剰人口の圧力を排出せんとする以上のごとき朝鮮総督府の方針に対して、関東軍・満鉄経済調査会は、日本人移民を軍事的・政治的視点から民族解放運動を弾圧する武装移民としてその移入の必要性を把握しており、在満朝鮮人を集結させる対策に主力を注いだために、朝鮮から新たに朝鮮人を移民させることには消極的ないし否定的であった。^(注64)

関東軍は、1932年9月の「満洲に於ける移民に関する要綱案」(特務部)に続いて33年12月に「満洲に於ける朝鮮人指導方案」(統治部)を作成し、「在満日本最高統制機関は関係諸機関(満州国を含む)と連繫し、満洲に於ける朝鮮人の指導を統制す^(注65)」との方針をたてた。

一方、満鉄経済調査会は、満州への朝鮮人移民方策に関して、32年3月、第二部一班が調査に着手し、同年4月に「水田を主體とする組合農場共同経営案」及「南満南部地帯に於ける畑作経営案」が完成され、続いて5月には「在満鮮人農業金融対策案」が、6月には「在満鮮人教育問題対策案」が、7月には「鮮人に対する社会施設案」が、更に翌33年8月には「朝鮮人移民対策大綱」が完成された。「朝鮮人移民対策大綱」では、「1) 既住在満鮮農の安定を図るを主眼とすべし 2) 鮮人の新移住に対し積極的奨励を行ふの要なし」の二点を根本方針とし、「鮮人の新移住に対する積極的奨励は在満鮮農の安定を見たる後に於て始めて考慮す可き問題にして、現在直に其奨励策を講ずるは反って経済的、政治的、思想的に各種の弊害を伴ふものである。」と指摘し、朝鮮人の移民には消極的ないし否定的であり、「散在鮮農の集団化」に重点をおいたのである。また「鮮人に対する社会施設案」は次の如く記している。「今後鮮人を積極的に満洲に誘致するの必要なし。……先づ以て日本移民を歓迎すべし。且亦刻下日本の農村問題解決は満洲に多数の農業移民を送るの緊急必要なを認む。故に移民問題は先づ日本移民を目標とし全力を挙げてその達成に努むべく、障害となる者は多少の犠牲を拂ひても之を排除せざるべからず。然るに鮮人移民は水田事業に従事する故に日本内地移民の最も得意とする所と競合す。之が為め将来は日本移民事業の障害とならざる範圍に於て鮮農移民の調節を為すを以て寧ろ望ましき事とすべし。……この統制に関しては常に大局よ

注(63) 前掲「満鮮農事株式会社設立計画」,(2)頁。

(64) 「従来朝鮮人の積極的移住問題に付ては、朝鮮総督府以外の方面に於ては極めて関心薄き状態であった。対満移民問題が朝野論議的となり或はその企画が進行せらるる場合の如きも、その目標はすべて内地人であつて、朝鮮人に就ては殆んどその声を聞くこと得ざる有様である。」(鎌田沢一郎「満州移民の新しい道」,115頁,1934年)

(65) 南満州鉄道株式会社経済調査会「満州農業移民方策」(『立案調査書類』第2編第1巻第1号),251頁。

(66) 「同上」,245~6頁。

(67) 「同上」,254頁。

り着眼して朝鮮側当局(総督府出先官庁及公共団体)と満洲国に於ける日本側当局(領事館、民会その他の公共団体)との緊密なる連絡協調に俟ちて適切なる方法手段を講ずる必要あり」と。つまり、朝鮮総督府は、前述したごとく対満日本人移民が満州において朝鮮人・中国人との価格競争において成功する可能性が少ないとの観点から、その代行者として対満朝鮮人移民を促進する方針をとったのに対して、日本人移民を軍事的観点から把握し主導していた関東軍・満鉄経済調査会は、その当初においては対満朝鮮人移民が日本人移民と「競合する」が故に軍事的目的が遂行されえないとして朝鮮人移民を排除せんとする方針(中国人に対しては制限する方針)をとったのである。

さらに又、朝鮮総督府が朝鮮人移民に対し、自作農創定の方針をたてたのに対し、関東軍は在満朝鮮人を日本人移民や日本の農事会社などのもとに小作農ないし雇用労働者として編入せんとする方針をたてた点でも、両権力機関の間には一定の対立があった。中国人を制限しながら、日本人移民一戸当り二~三名の必要労働力を補充するものとして朝鮮人を窮乏の最底辺においたまま配置し、同時に治安対策をも兼ねるとするのが関東軍の方針だったのである。前掲「鮮人に対する施設案」はこの点について次の如く書いている。「農業は鮮人の得意とする所なるも前述の如く日本内地人の移民に留保さるべき土地を考慮する時は、鮮人に與へらるべき地位は小作人、雇傭労働者たるを以て適當とする外なし。即ち各農事会社及び満洲国地主並内地移民の農家に於て必要な小作人又は雇傭労働者に鮮人を使用すること、而してまた支那本土より毎年満洲国への歴大なる移民は今後何等か方法を講じて之を調節する必要あるべく、一方張學良は之等移民の満洲進出に防遏的態度を執り居る模様なるを以て、将来満洲国開発に必要な下級労働者は不足を来すに至る事なしとせず。その際代替物たる者は先づ以て鮮人の労力たるべし。特に鮮人の日本内地に於ける就業労働が殆ど土木工事関係なるを以て、出来得べくんば日本内地移民たる鮮人労働者を満洲に移して内地自由労働者の失業緩和を図る事とせば一舉兩得と云ふべく、若し右不可能とせば内鮮より満洲の不足労働力を補足すべし」^(注68)「……鮮人を農事会社の如き邦人勢力の統制下に集結し、又は邦人農家の間に散在せしむる事は従来総督府の最も苦心せる鮮人取締上にも多大の効果あるべきを予想せしむ」と。^(注69)

1933年4月6日、特務部連合委員会で、対満移民機関として満州拓殖会社及満州農地開拓会社の設立とその補助機関として満州移住協会の設立が決定されたときに、「朝鮮人移民ニ関シテハ在満朝鮮人ノ集団移住ヲ主トシ例外トシテ朝鮮ヨリノ移住ヲモ考慮シ共ニ其ノ実施ハ右特殊会社ヲシ

注(68) 「同上」,292~3頁。

(69) 在満朝鮮人を窮乏の最底辺においたまま小作農又は雇傭として配置せんとする方針は満鉄経済調査会「鮮人に対する施設案」が「物質的給与による救済は努めて之を避け」「現下在満朝鮮人に対する施設は満州人以上に優越ならしむる必要なし」(「同上」,294頁)と記していることの中に如実に現われている。

(70) 「同上」,293頁。

(71) 「同上」,293頁。関東軍は在満朝鮮人を中央統制機関—領事館—民会—委員(50戸ないし100戸を一区域とし1名選出)という支配機構の末端に配置し、委員には失業者の報告、斡旋をすることを義務づけた。(「同上」,298~301頁)

テ当ラシムル方針ナリ 従テ在来ノ同種事業タル東亞勸業ノ如キニ対シテハ能ク限リ其ノ保有土地ヲ買受ケ其ノ事業ヲ継承スルコトニ努ム^(注72) (傍点一引用者) との方針が決定されたことは、総督府と関東軍の間の一定の対立にもかかわらず、当初は対満朝鮮人移民についても関東軍が強引に自らの方針を貫いたことを示している。だが、在満朝鮮人を小作人又は雇農として配置し、対満朝鮮人移民は阻止するという関東軍の方針は、その前提である日本人武装移民が34年の「土竜山事件」に現われた如く明らかに失敗し、しかも朝鮮において、その後も小作争議が増加しつづけ、朝鮮農村の危機が深化するなかで過剰人口を排出する条件が強化されたにもかかわらず、日本への朝鮮人渡航制限は、32年9月の渡航朝鮮人身分証明書携帯義務制度、更に34年4月の内務省、拓務省、総督府の協議によって同年10月に閣議決定された「朝鮮人内地移住対策」(=朝鮮での移住阻止方針)と一層強化されてきたので、一定の変更を受けざるをえなかった。かくして1936年8月に制定された関東軍司令部「在満朝鮮人指導要綱」は、「在満朝鮮人を満洲国構成の重要分子と見做し、之を統制撫育すると共に、他民族と協和融合して以て満洲国の興隆伸展に寄與せしめんとする」との目的を掲げ、それにもとづく「鮮農取扱要領」、「鮮農移住統制並安定実施要綱」が、一、新規入植戸数を毎年1万戸以下とすること、二、新規入植地域は間島省及び旧東辺道の23県に限定すること、三、国境地帯の朝鮮人農民を指定個所に移住させることを決定したことから明らかな如く、朝鮮総督府の方針が相当程度貫かれる形で移民政策が進行していくことになったのである。この「指導要綱」の制定を基礎にして、鮮満拓殖及び満鮮拓植会社が朝鮮人移民政策を遂行する主体となるに至

注(72) 堂本事務官(田中外事課長宛)「移民実施機関ニ関スル件報告」(1933年4月7日)(機密第239號)、(2)頁。

(73) 総督府と関東軍が朝鮮人移民政策をめぐる対立しているなかで関東軍の主導権で政策が決定されていった過程は、新京大使館の堂本事務官が総督府田中外事課長宛に1933年3月6日に「満洲移住協会設立要綱案」に関して打った電報の中に如実に現われているので少し長い引用しよう。
「本協会(満洲移住協会一引用者)設立ノ目標ハ内地人移民ニ在リテハ朝鮮人ニ関シテハ別途ニ考究スル腹案ナリシコトハ案ノ組織全般ヨリ見テ明白ナル處協会ノ内部組織ニ関シテ前陳ノ通參謀部ヨリ異論出デ又特殊機関設立セラレ本協会ガ其ノ事業中特種機関ノ擔當実施スベキモノト重複スルモノヲ除キ之ガ補助機関トシテ活動スル所ハ此ノ際朝鮮ヲモ包含セシムベシトノ説出デタリ、朝鮮ヲ包含セシムルコトノ可否ニ関シ注目スベキコトハ其ノ説ノ出デタル表面ノ理由ハ前述ノ如クナルモ其ノ内意ハ朝鮮総督府及朝鮮各道ヨリ補助金ヲ又鮮内一般ヨリ寄附金ヲ受ケ本協会ノ財源ヲ豊カナラシムトスルニ在ルコトナリ、按ズルニ斯クシテ朝鮮ヲモ之ニ包含シ上ノ負担ヲ為ス結果ハ自然鮮内ヨリノ移住氣勢ヲ煽リ而モ其ノ欲スルコロハ自由移民ニアラズシテ奨励移民ニ趨クコト必然ナルベク之ニ対スル内鮮間差別的處遇ニ付好マシカラザル暗流ヲ生ズル懼無キヲ保シ難ク殊ニ現ニ動カザル方針タル朝鮮人移住ヲ積極的ニ歓迎セザルコトガ改メラレザル限リ禍根ヲ将来ニ貽スモノト思推ス、故ニ小官ハ右ノ見地ヨリ本協会ヲシテ其ノ發議當初ノ目標タル内地人移民ニ止メ朝鮮ヲ包含セシムルコトハ之ヲ避ケ度意見ナルモ現在ノ如キ謂ハマ無理ナル内地人偏重(極言セバ在郷軍人ノミノ為ノ満洲トモ稱スベキ)ノ方針ヲ以テ長ク持續シ得ザルハ大局ヨリ考ヘテ當然ノ理義ナリト信ズルヲ以テ此ノ際進シテ朝鮮ヲ包含セシムルコトニ主張シ多少ノ犠牲ヲ忍ブコトモ或ハ将来ノ為カトモ考ヘ御指示ヲ仰ギタル次第ナルモ……」(傍点一引用者)(堂本事務官「満洲移住協会設立要綱案ニ関スル件」(1933年3月6日)(機密153號)、(4)~(5)頁。又「満鮮拓殖株式会社五年史」(1941年)は、両機関の対立を次の如く示論的に書いている。「就中、當の朝鮮総督府に於ては、昭和七年以來當時の總督宇垣大将の提唱に基き、朝鮮人満洲移住に対する指導援助と在満既住鮮人に対する撫育統制に関する特別機関の設立に關し種々研究を続けて来た。その結果漸く成案を得て、拓務省其他在東京の關係官庁及び関東軍司令部との間に交渉を進めんとせるも、不幸にして尚ほ意見の合致を見ず、一部に於ては朝鮮人開拓民のみを取扱ふ特殊機関の設立を欲せず、将来創立せらるべき満洲拓殖会社をして、朝鮮人開拓民をも取扱はしむることとし、而も朝鮮人開拓民に關しては、在満既住鮮人の統制を主とし、朝鮮よりする新規移住は例外として取扱ふべしとの意見を主張する向きへあった。」(傍点一引用者)(12~13頁)

って、対満朝鮮人移民は国家権力により組織的に遂行される段階に移行したといえることができる。

II

対満日本人移民は、1937年5月に、「満洲農業移民二十ヶ年百万戸計画」(36年5月)にもとづいて拓務省が発表した「第一期計画実施要項」により、37年から41年までの5年間に10万戸移植する計画が作成されたが、現実には、5年間で集団移民2万7461戸、集合・分散移民8150戸を達成したにすぎず(達成率35%)、満蒙開拓青少年義勇隊(5万4374名、38年度より開始)などを加え、ようやく計画数を「達成」したというのが実情であった。そしてこの日本人移民政策が「これ(36年5月の百万戸計画一引用者)以来移民運動推進のヘゲモニーは実質的には関東軍=治安関係者の手よりはなれて内地側加藤莞爾(治)等に再びもどっていった」^(注75)なかで、対満朝鮮人移民政策の遂行も、軍事的・政治的視点にたつ関東軍の主導から相対的には経済的視点に重点をおく朝鮮総督府の主導へと転換していったのである。

1936年9月9日にソウルに設立(朝鮮総督府令第7号は同年6月4日)された鮮満拓殖株式会社は、「西北鮮ニ於ケル朝鮮人移住者ノ為必要ナル拓殖事業ノ経営及満洲国ニ於ケル朝鮮人移住者ノ為必要ナル拓殖事業ニ対スル資金ノ供給ヲ為スヲ目的」とし、植民地金融機関を媒体とする日本独占資本の金融的支配のもとで朝鮮総督府によって創設・運営された「国策遂行の特殊会社」^(注76)であった。この鮮満拓殖の支配系列のもとに同年9月14日に新京に設立(満洲国勅令第98号は同年6月26日)された「満鮮拓殖股份有限公司」^(注78)(38年7月21日に満鮮拓殖株式会社と名称を変更)は、満洲における主要事業として「第一、朝鮮よりする新規開拓民の入植援助、第二、在満既住鮮農の統制集結、第三、在満既住小作鮮農に対する自作農創定、第四に「安全農村」の経営を掲げ、朝鮮からの入満朝鮮人戸数を15年間に15万戸、75万名、毎年1万戸、5万名とする計画のもとに、設立直後、入植地の土地調査と買収を開始した。新規入植朝鮮人に対して土地代家屋建築費、営農資金などを収獲可能とな

注(74) 喜多一雄「前掲書」、323~4頁、(1944年)。

(75) 山田豪一「前掲論文」、(下)の(2)、「歴史評論」146号、1962年10月号所収)76頁。

(76) 「鮮満拓殖株式会社令」、第一条。

(77) 鮮満拓殖株式会社の監督官庁は朝鮮総督府であり、会社総裁の任命権は朝鮮総督が掌握していた。即ち、同会社令では「朝鮮総督ハ鮮満拓殖会社ノ業務ヲ監督ス」(第23条)、「総裁ハ朝鮮総督之ヲ命ジ任期ヲ五年トス」(第8条)と規定されている他に、鮮満債券(第14条)、借入金(第24条)、利益金処分(第26条)、定款の変更、合併及解散の決議(第25条)などは朝鮮総督の認可を必要としており、更に業務に関する命令権(第27条)及び監督権(第28条)等々のあらゆる権限を朝鮮総督に与えている。また、資本金2000万円、株式引受40万株のうち約35万株が満鉄(10万株)、東拓(9万9900株)、朝鮮殖産銀行(6万株)、朝鮮銀行(4万株)、三井物産(2万5000株)、三菱社(2万5000株)によって占められた。

(78) 満鮮拓殖会社の資本金1500万、30万株のうち、29万9400株を鮮満拓殖会社総裁二宮治重(陸軍中将)が引受け、しかも株主の移動は会社の許可制がしかかれていたので皆無であった。満鉄・東拓→鮮満拓殖→満鮮拓殖という金融的支配機構が形成されていた。

(79) 「満鮮拓殖株式会社五年史」、70頁。

(80) 「安全農村」及び「集団部落」については反満抗日運動との関連で究明した梶村「前掲論文」(36~49頁)が詳しい。

った年より20年以内に年賦償還させ農耕地の所有権を譲渡するという自作農創定主義を採り、朝鮮内における階級的矛盾を満州において「解決」せんとする方針をとった点に、従来の総督府の方針が貫徹されているのを見いだすことができる。

更に1937年7月の日中戦争勃発、即ち日本帝国主義による対中国全面侵略の開始とともに満州は侵略のための拠点として一層重視され、すでに37年4月以降実施されていた「満州産業開発五ヶ年計画」は「修正」され、「植民地経済の軍事的再編成」が強行されていくなかで、対満朝鮮人移民に対しても軍事的課題が課せられ、移動は国家権力によって一層組織的に強行されるようになった。

1938年7月25日に関東軍司令部は「在満朝鮮人指導要綱」を改訂し、在満朝鮮人に対しては「満洲国内の治安維持に任じ且漸を逐ひて国防の責務を負担せしむ」とし、朝鮮人農業移民に対しては「軍事上其他の必要に依り適宜統制指導し特に農民の定着心を養はしめ以て堅実なる満洲国構成分子としての経済的発展の根基を確立せしむ」と規定したのである。続いて、この「指導要綱」に基づいて、「移民事務処理委員会」(同年7月25日開会)が決定した「鮮農取扱要綱」(同年7月27日制定)は「朝鮮人農業移民に対し必要なる指導保護を加ふると共に適宜之を統制し以て其の安定と堅実なる発展を期せんとす」との方針のもとに作成され、その時以降の対満朝鮮人移民は次の如き特徴を有することになった。

(1) 対満朝鮮人移民の募集が、「満洲国」政府及び朝鮮総督府によって一層組織的に遂行されるようになったこと。

即ち、新規入植戸数毎年約1万戸を募集するために、「満洲国政府は前年度適宜の時期迄に地域別に種類別入植戸数を決定し朝鮮総督府に通知するものとす」とし、朝鮮総督府は、この通知に基づき、移住希望者の農民に対し移住地域別入植者を決定することとされた。この「取扱要綱」にもとづき、朝鮮総督府は、翌年度よりこの計画を実施すべく各道に通牒を發し、集団移民3000戸の募集を忠清北道(450戸、割当率15%)、忠清南道(300戸、10%)、全羅北道(600戸、20%)、全羅南道(450戸、15%)、慶尚南道(750戸、25%)、慶尚北道(300戸、10%)、江原道(150戸、5%)と、過剰人口の累積していた朝鮮南部の七道に割当てたのである。この「取扱要綱」による対満朝鮮人移動政策の強化は、朝鮮総督府と関係政府によって組織的且つ強制的に遂行されたという点で、1942年3月から実施されたいわゆる「官斡旋」政策による日本への朝鮮人強制連行政策の強化と同一の性格を有するもの

注(81) 「満洲産業開発五ヶ年計画」に関しては、未開拓の研究分野にとりくんだ小林英夫「1930年代『満洲工業化』政策の展開過程」(『土地制度史学』第44号、1969年7月号)の論文がある。

(82) 「在満朝鮮人指導要綱」(関東軍司令部、1938年7月25日)の指導要領第6項。(『現代史資料』、11、(みすず書房)、『統満州事変』、956頁)

(83) 「同上」、指導要領第5項。

(84) 「鮮農取扱要綱」(関東軍司令部、1938年7月27日)の第2項。(『現代史資料』、11、957頁)

(85) 京城商工会議所「経済月報」、273号、1938年10月号、64頁参照。この時期に実際に満州へ移動した朝鮮人の出身道はいまのところ資料的に明らかでない。前述した移動の二系列との関連でいえば、とくに日中戦争勃発以降、朝鮮南部からの対満朝鮮人移動が政策的、組織的に強行されようとしたといえる。

であり、満州への朝鮮人移動に対しては、日本へのそれよりも4年もはやく、いわば「官斡旋」政策が実施されていたことは注目されなければならない。

(2) 対満朝鮮人移動に対して「移住証明書制度」及び「拓政辦事処」設置による厳格な統制を加えたこと。

朝鮮総督府は入植決定者に「移住証明書」を發行し、「朝鮮総督府は移住証明書を所持せざる者を入満せしめざるやう適宜なる措置を講ずるものとす」とされ、「満洲国政府は入満鮮農の統制並に補導の爲鮮満国境必要箇所(注87)に拓政辦事処を設置するものとす」と規定された。この「要綱」にもとづき、「移住証明書」を所持する移民には移住汽車賃の割引証が交付される特権が与えられ、集団移民に対しては、総督府、道、「満洲国」、鮮満拓殖がその輸送を担当したが、不所持者に対しては、国境の取締機関による他、「……列車内移動警察、駅駐在警察官等に於ても之等移住証不所持の鮮農の渡満を禁止し、居住地に送還すべき」との方針のもとに警察力を動員しての厳格な統制が加えられたのである。満州へ移動する中国人に対しては、すでに、1935年「外国労働者取締規則」を公布し、その実施機関である大東公司によって身分証明書の発行により、制限を加えていたこともまた注目されねばならない。

国境における移動制限は、朝鮮側の新義州、満浦鎮、恵山鎮、上三峰及び南陽と満州側の安東、輯安、長白、開山屯及び図們の5ヶ所の開拓総局の「辦事処」で実施され、「移住証明書」不所持のものは帰還させられたのである。

(3) 朝鮮人移民は、集団入植、集合入植、分散入植の三形態となり、入植地域に関する制限を原則として撤廃し、具体的入植地域は「満洲国」政府移民特殊機関、金融会などの関係機関が協議し決定し、且つ移住朝鮮人の定着をはかったこと。

即ち、「新規入植者は土地の情况其他の事情の許す限り別に定むる地域に集団入植せしめ若くは一般的に適宜の方法に依り集合又は分散入植せしむるものとす」とされ、入植地域は、日本人移民

注(86) 「官斡旋」政策による朝鮮人強制連行については、拙稿(前掲)、158~168頁参照。

(87) 「鮮農取扱要綱」の要領第4項。

(88) 「同上」要領第5項。

(89) 「集合移民」の輸送も「集団移民」に準ずるとされ、「分散移民」は個々の移住が原則とされたがやはり「集合移民」の輸送に準ずるとされた。

(90) 京城商工会議所「前掲雑誌」、67頁。

(91) 毎年30万から100万を教えた満州への中国人移動を制限するために、1933年設立された大東公司是、翌34年の「外国労働者取締規則」発布によりその実施機関として指名され、渡満労働者の査証実施と身分証明書の発行を行った。その後「満洲産業開発五ヶ年計画」実施(37年4月実施、日中戦争勃発により修正)のための労働力確保・配置の必要から、37年12月「満洲勞工協會」が設立され、「暫行労働票発給規則」(38年6月)及び「労働統制法」(38年12月)が制定されていく。この対満中国人移民問題は、満州における国家権力による労働力確保・配置政策の観点からも極めて重要な問題を含んでいるが、この研究は別稿に譲らざるをえない。さしあたり、小林英夫「前掲論文」、31~33頁参照。

(92) 移住証明書不所持のため朝鮮へ送還された者は、1940年度に6月末までで972戸、1057名を教えた。(満鮮拓殖株式会社「前掲書」、80頁)

(93) 「鮮農取扱要綱」、第7項。

日本帝国主義下における「満州」への朝鮮人移動について

地域との関連から、指導援助地区、集結指定地区、及び新規入植禁止地区の三地域に分割され、毎年度の具体的入植区域は政府に於て満鮮拓、金融会其他関係機関と協議の上決定するものとした。^(注94) として、移住旅費、耕地・営農資金・家屋など入植必要経費は満鮮拓植が為すことにされたが、「要綱」では「……必ずしも直に自作農とするを要せず宜しきに応じ小作農として入植安定せしむ」と^(注95) の方針がとられたのである。

(4) 対満朝鮮人移民に対して、満州の農業機構に容易に編入させるために、朝鮮及び満州に「訓練所」を設置することを規定したこと。

即ち「移民の選定に当りては其の素質に重点を置き入滿後満洲国の構成分子として遺憾なきを期すると共に必要に応じ鮮満両者に於て訓練を実施するものとする」と規定され、これにもとづいて、^(注96) 1938年1月に鮮満拓殖会社によって江原道平康郡洗浦に洗浦訓練所が開設され、39年10月に満鮮拓殖会社によって吉林省永吉県江密峰に江密峰訓練所が開設された。^(注97)

更に、移民関係機関の参加のもとに開催された1939年1月の「日滿共同拓殖懇談会」における協議は、39年12月の「満州開拓基本要綱」の決定となって現われ、この「基本要綱」によって満鮮拓殖会社は満州拓植公社(1937年8月設立)との統合が決定され(41年6月に統合)、同時に朝鮮人移民は日本人移民に準ずるとされるに至った。

以上の如く、対満朝鮮人移民政策が展開するなかで、満鮮拓殖会社が扱った開拓朝鮮人の合計は1941年5月末現在までで3万7824戸、18万5928名を数えている(第7表)が、この数字は分散移民を含んでいない。また、厳格な統制を逃れて満州へ移動した朝鮮人も多く、実際に移動した朝鮮人数はこの数字の数倍に達すると推定される。^(注98)
^(注99)

注(94) 民政部拓政司「満洲国に於ける朝鮮人概況」(朝鮮総督府「朝鮮」, 1937年6月号) 32~38頁参照。

(95) 「鮮農取扱要綱」, 第8項。

(96) 「同上」, 第6項。

(97) 洗浦訓練所の次のような訓練方針及び方法は、開拓民訓練所設置が、満州へ移動する朝鮮人を「帝国臣民」として開拓農村に配置せんとする意図をもっていることを明瞭に表わしている。「(一)皇国臣民の徳性陶冶並に農民精神の涵養。(二)満洲国建国精神の徹底並に日滿不可分の信念涵養。(三)移住地に於ける農業経営上必要な知識技能の獲得」。「訓練の方法としては訓練生全部を寄宿舎に収容し、全寄宿舎を一村に擬して一寄宿舎を十室に別ち、一室に五人を収容、一室を一家と見做して所長以下専任職員指導の下に起居せしめ、敬神崇祖、皇室尊崇、報恩感謝の念を深からしむると共に、各般の実施訓練を施す」(満鮮拓殖株式会社「前掲書」, 116~7頁)。訓練期間は長期10ヶ月、短期5ヶ月であり、39年末までに478名の訓練生を満州へ送出した。

江密峰訓練所も、同様の方針のもとに幹部訓練生(有給, 25歳以上)は10ヶ月、中堅訓練生(無給, 20歳以上)は2ヶ月の訓練が行われ、35年、36年に各々56名の幹部訓練生が卒業し、入植した。「(同上書」, 119頁)

なお、1939年12月の満州開拓政策の設定により開拓民訓練は、拓殖会社から朝鮮総督府及び開拓総局に移管されることになり、洗浦訓練所は40年4月に総督府外事部に、江密峰訓練所は40年2月に興農部開拓総局に移管された。

(98) 分散移民の合計は39年から42年までで1万6298戸であった。(満史会「満州開拓四十年史」(補巻)(1965年), 206頁の表)

(99) 「満鮮の国境は鴨緑江と豆満江との一衣帯水を隔て、相接壤してゐるのであるから、辦事處の設置なき随所より幾らでも易々と渡渉し得る訳で、実際の入植分散開拓民数は上記の数字の僅に二、三倍を算してゐるものと見做されてゐる。現に康徳六年(1939年)三月末現在の在満朝鮮人総数に比し、同年十二月末現在の其れは九七、〇七四人の増加となつてゐる」(1939年1年間に5ヶ所の弁事処を通過した分散開拓民は9770名である)。(満鮮拓殖株式会社「前掲書」, 81頁)

日本帝国主義下における「満州」への朝鮮人移動について

第7表 開拓朝鮮人集計表(満鮮拓殖株式会社取扱) (1941年5月末現在)

形態別	戸数	人口	
集団開拓民	6,844	26,714	1941年度の3350戸を含む
集合開拓民	12,562	65,780	同 1200戸を含む
集結開拓民	3,828	17,668	同 1000戸を含む
金融自作農民	9,224	46,120	
安全農村民	3,639	21,011	
小作農民	1,727	8,635	
計	37,824	185,928	

備考 「満鮮拓殖株式会社五年史」, 89~90頁より転載。

更に、1941年の「朝鮮人開拓興農会設立及び助成指導要綱に関する件」の決定により、「開拓興農会」が設立され、村、屯、協和会分会との密接な連携の下に対満朝鮮人移民を一層組織的に行わんとした。だが、戦争経済の進展に伴い一層顕著になってきた日本における「労働力不足」の補充として、日本軍需産業の基底をなす石炭鉱業等重要産業に朝鮮人労働者を配置するために、39年7月に朝鮮人大量集団募集許可政策が強行され、更に42年3月からいわゆる「官斡旋」政策へと転換したことにより、日本への朝鮮人強制連行が朝鮮総督府を媒介として一層組織的且つ強制的に実施されるに至ったなかでは、対満朝鮮人移民政策は完全に崩壊せざるを得なかったのである。1936年から40年にかけて、ほぼ同数であった対満朝鮮人移動と対日本朝鮮人移動が41年から44年にかけて逆方向にすすみ、日本へはこの間に約36万3千名と増加したのに対し、満州へは約6万5千名と激減したという朝鮮総督府の「第85回帝國議会説明資料」(第8表)(44年8月作製)は、この対満朝鮮人移民政策がすでに崩壊していたことを表わしている。^(注100)

第8表 朝鮮外への人口移動

	1936年~1940年	1941年~1944年	合計
内地	249,916	363,327	613,243
満州	255,991	64,887	320,878
支那	66,491	13,027	79,518
合計	572,398	441,241	1,013,639

備考 朝鮮近代資料(2), 205頁より転載。第85回帝國議会説明資料による。

(付記) 浅田喬二氏(農業総合研究所)と原朗氏(東京大学)の貴重な助言と資料提供がなかったならば、本稿の一頁さえ書くことができなかったであろう。記して感謝の意を表したい。

注(100) 特に戦時体制下の在満朝鮮人数に関しては正確な統計がないが、1940年度の第一回国勢調査では130万9053名(満洲国國務院総務庁臨時国勢調査事務局「満洲国康徳七年臨時国勢調査報告」と報告されている。そして、「満州、北支在在教約百六十万人と概算セラル」(「朝鮮及び台湾ノ現況」(44年7月内務省作製)朝鮮史料研究会・近藤劔一編「朝鮮近代史料」(1), 2頁)とあり、又43年1月の在満朝鮮人数は154万0583名(朝鮮総督府財政局「問答式議会説明資料」(43年12月))とあるので敗戦時点では在満朝鮮人数は約150万名以上と推定できるかもしれない。なお、軍要員として満州に送出された朝鮮人数は39~44年までで合計3385名(朝鮮総督府「第85回帝國議会説明資料」(44年8月)、朝鮮史料研究会「朝鮮近代史料」(2), 156頁)とされている。